

令和 4 年度
(2022 年 4 月～2023 年 3 月)

那覇市の男女共同参画事業概要

那 覇 市
平和交流・男女参画課

令和 5 年 10 月

なは男女共同参画都市宣言

私たちは、性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現をめざし、ここに那覇市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 私たちは、性別にとらわれず一人ひとりが自立し、個性と能力が響きあうまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに仕事、家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 私たちは、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる分野に男女がともに等しく参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、互いの性を尊重しあい、対等なパートナーとして認めあい、協働できるまちをめざします。
- 1 私たちは、地球環境を守り、世界へ平和を発信し、交流の輪を広げるまちをめざします。

1998年9月28日 那 覇 市

「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言 (レインボーなは宣言)

人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。

那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。

平成 27 年 7 月 19 日
那 覇 市

目 次

1	男女共同参画行政の概要	1
	(1) 沿革	
	(2) 令和4年度男女共同参画事業行政組織表	
2	那覇市男女共同参画 推進体制図	10
3	施策の体系	11
4	令和4(2022)年度決算	12
5	令和4(2022)年度事業概要	12
	(1) 男女共同参画計画の推進に関すること	
	(2) 女性センター管理運営事業	
	ア 施設の概要	15
	イ なは女性センターの利用状況	15
	ウ なは女性センター蔵書利用状況	17
	エ 相談業務	18
	オ なは女性センター講座一覧	20
6	令和5(2023)年度予算	37
7	令和5(2023)年度事業概要	37
8	令和5(2023)年度年間行事予定	38
9	那覇市の審議会等委員への女性登用状況	39
10	その他那覇市の女性登用状況	39
11	那覇市における主査級以上の女性職員	40

12 条例・規則・規程等

○那覇市男女共同参画推進条例	4 1
○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱	4 3
○那覇市男女共同参画会議規則	4 6
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程	4 7
○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱	4 9
○なは市民協働プラザ条例	5 2
○なは女性センター規則	5 5
○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための 庁内ネットワーク会議要領	5 8
○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の 取扱いに関する要綱	5 9
○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱	6 1
○男女共同参画社会基本法	6 3

1 男女共同参画行政の概要

(1) 沿革

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1975 (S50)		・「女性教職員・看護婦・保母等の育児休業に関する法律」成立	・国連国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択
1976 (S51)	・経済部労働福祉課に勤労婦人担当主査を配置 12/2 ・「働く婦人の家」建設へ取り組む		・「国連婦人の十年」スタート(1976～1985) (目標: 平等、発展、平和)
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置	
1979 (S54)			・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980 (S55)		・「女子差別撤廃条約」署名	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)
1981 (S56)	・「那覇市働く婦人の家」開設(久茂地公民館との複合施設) 1/17	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984 (S59)		・女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正	
1985 (S60)	・那覇市婦人問題行政連絡協議会設置 6/1 ・那覇市婦人問題会議設置 10/30 ・第1回うないフェスティバル開催	・女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布、「労働基準法」の一部改正。「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「国籍法」の改正施行(父系血統主義から父母両系血統主義へ) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」採択
1986 (S61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部の拡充(構成を全省庁に拡大)	

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1987 (S62)	・那覇市婦人問題会議から答申「21 世紀に向けての那覇市における女性行動計画の策定」について 3/31	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (S63)	・「那覇市女性行動計画」策定 3/31 ・経済部女性室設置(室長、主査、主事の計 3 人) 4/1 ・那覇市女性行動計画関連の用語“婦人”を“女性”に改称 7 月		
1989 (H1)	・女性室を経済部から総務部へ機構改革 4/1 ・第 6 回「日本女性会議」 テーマ「女性が創造する平和」を那覇市にて開催		
1990 (H2)	・「なは女性史」編さん事業開始 4/1		
1991 (H3)	・主事を主査へ変更(室長、主査 2 人の計 3 人) 4/1 ・市民女性学講座 '91 開催	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定(共同「参加」から共同「参画」へ、「婦人」は法令用語や固有名詞等を除き「女性」へ) ・「育児休業法」公布	
1992 (H4)	・市民女性学講座 '92 開催 ・「那覇市女性行動計画」推進プラン策定	・「育児休業法」施行	
1993 (H5)	・市民女性学講座 '93 開催	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」の公布 ・中学校家庭科の男女共修開始 ・「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第 1 次)策定	・世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言
1994 (H6)	・主査増員(室長、主査 3 人の計 4 人) 4/1 ・市民女性学講座 '94 開催 ・「なは女性史証言集」発行	・総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置 ・男女雇用機会均等法改正	・国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1995 (H7)		・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化)	・第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996 (H8)	・非常勤職員配置(指導員4人、相談員2人、女性史編さん員1人の計7人) 4/1 ・「なは女性センター」とまりん5階に開設 10/1(働く婦人の家閉館)	・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・沖縄県女性総合センター“ていりる”開館 ・那覇市立大道幼稚園が県内初「男女混合名簿」導入	
1997 (H9)	・那覇市女性問題会議から答申「第2次那覇市女性行動計画策定に向け提言」 3/4	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「介護保険法」公布 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立 ・「労働基準法」成立	
1998 (H10)	・組織改編(室長、主査2人、主事の計4人) 4/1 ・「第2次那覇市女性行動計画(なは男女平等推進プラン)」策定 9/20 ・「なは男女共同参画都市」宣言 9/28 ・男女共同参画都市宣言フォーラムをパレット市民劇場にて開催 9/28 ◆講師：上野千鶴子さん ・なは女性史(近代編)「なは・女のあしあと」発刊 9/28	・国際福祉相談所閉鎖に伴い、おきなわ女性財団が「ていりる相談室」事業を引き継ぐ	
1999 (H11)	・「なは女性センター」とまりん5階から4階へ 12/25	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行	
2000 (H12)	・組織改編(室長、主査3人の計4人) 4/1	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ・「児童虐待防止法」公布、施行	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催 ・ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2001 (H13)	・なは女性史(前近代編・戦後編)「なは・女のあしあと」発刊 3/30 ・なは女性史編さん事業終了 3/31 ・総務部女性室から総務部男女共同参画室へ改称 ・組織改編(室長、主査2人の計3人)センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) 4/1 ・「なは女性センター」壺川ビル2階へ移転 8/18	・男女共同参画局(内閣府)及び男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」施行 ・第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「独立行政法人国立女性教育会館」設立	
2002 (H14)	・「那覇市女性行政推進委員会」を「那覇市男女共同参画行政推進委員会」に改称 4/1 ・「那覇市女性問題会議」を「那覇市男女共同参画会議」に改称 7/1 ・「女性行動計画」を「男女共同参画計画」に改称 7/1	・県女性相談所に配偶者暴力相談支援センター開設 ・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラザ～」(第2次)策定	
2003 (H15)	・「第2次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」改訂版発行 3月 ・「なは女性センター」新都心銘苅庁舎1階に移転 5/25 ・那覇市男女共同参画会議へ諮問「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」 10/23	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行	
2004 (H16)	・那覇市男女共同参画会議から答申「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」 3/29	・「DV防止法」改正	
2005 (H17)	・「那覇市男女共同参画推進条例」議会可決 3/23 ・「那覇市男女共同参画推進条例」施行 4/1 ・組織改編(室長、主査の計2人) 4/1	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)開催
2006 (H18)	・組織改編により市民平和交流室と統合総務部市長公室平和交流・男女参画室を設置(室長、平和交流担当:3人、男女参画担当:主幹、担当主査の計6人)男女参画グループ(主幹、主査)は本庁へ異動 4/1 ・なは女性センター10周年記念講演をパレット市民劇場にて開催 9/29 ◆講師:広岡守穂さん	・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性へのセクシュアル・ハラスメント禁止) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)

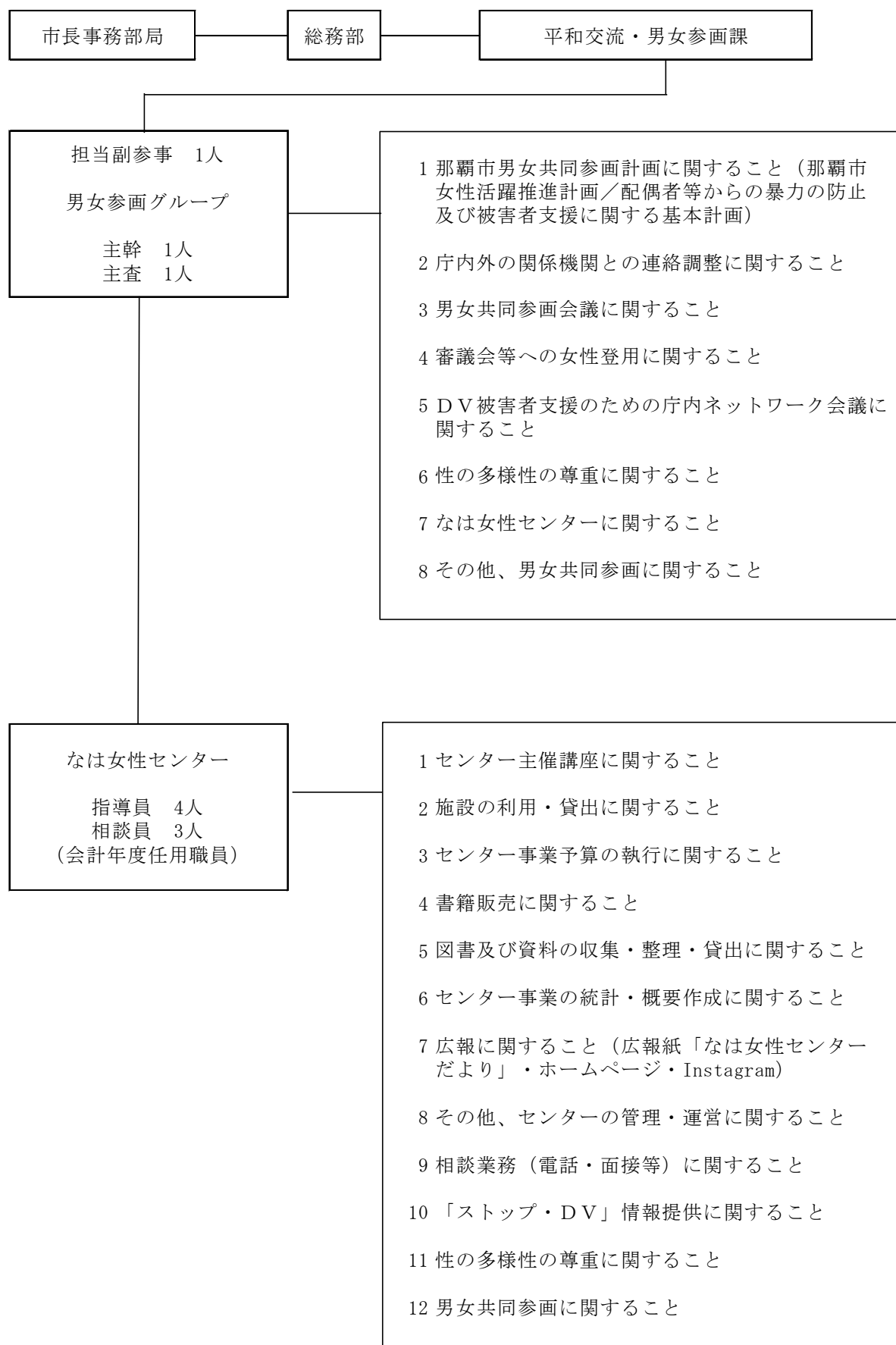
年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2007 (H19)	・組織改編(室長、副参事、主任主事の計3人) 4/1 センター非常勤職員8人(指導員5人、相談員3人) ・那覇市男女共同参画会議から答申「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)策定に向けての提言」8/16	・「DV防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第3次)策定	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)
2008 (H20)	・「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」策定 ・組織改編により那覇軍港総合対策室と統合 センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) ・男女参画グループ(副参事、主任主事)が本庁から女性センターへ異動 ・男女平等週間企画講演会 ①「お父さんだって子育てしたい!!～こうしてパパは、育休を取った～」を開催 (内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：山田正人さん ②「これからの私の『働き方』『暮らし方』を考える講座」を開催 (内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：竹信三恵子さん	・「DV防止法」改正法施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 (H21)	・組織改編(副参事、主査の計2人) ・那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業を実施 6/1 ・本庁舎建替えに伴う仮庁舎への移転 9/24 (平和交流・男女参画室は、銘苅庁舎2階へ 9/5) ・平成21年度地域人権啓発活動活性化事業人権啓発講演会「性差を超えて未来をつくる～今こそ女性の出番～」をパレット市民劇場にて開催 3/11 ◆講師：堤未果さん	・「育児・介護休業法」改正	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(韓国)
2010 (H22)	・組織改編(主幹、主査の計2人) ・「組織改編自治体職員のための男女共同参画～ワーク・ライフ・バランスと男女の働き方～」を開催 (内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：権丈英子さん	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2011 (H23)	・組織名称変更 平和交流・男女参画「室」から「課」に組織改編 ・「思春期の心と体のための意識啓発事業」を市立中学 10 校で開始		・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関(UN Women)発足 ・第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合(カンボジア)
2012 (H24)	・住民生活に光をそそぐ交付金による意識啓発事業の実施 演劇集団 F E C 芸人あぎじゃび商店による公演会「DVはいらない!!」をパレット市民劇場にて開催 1/28 ・「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」策定 3 月	・「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」策定	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択
2013 (H25)	・地域自殺対策緊急強化基金による庁内研修を実施 ・プライド・イベント「ピンクドット沖縄」をてんばす館前広場にて初開催(共催事業) 7/14	・「DV防止法」一部改正(法の適用対象拡大:生活の本拠を共にする交際相手を含む) ・「ストーカー規制法」一部改正(電子メールの連続送信を、つきまとい行為に追加)	・第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合(中国)
2014 (H26)	・「もっと知りたい! ^{わたし}女のからだ in 沖縄～上手に ^{わたし}女のからだとつきあうために～」を、県立博物館・美術館講堂にてウィメンズセンター大阪と共同開催(協賛:大塚製薬株式会社) 2/8 ・新都心銘苅庁舎が平成 27 年 4 月 1 日に「なは市民協働プラザ」へリニューアルされるのに伴い条例や規則の一部改正 ・「なは市民協働プラザ条例」公布 9/30 ・「なは女性センター規則」公布 9/30 ・第30回うないフェスティバル(※1985年から開催の歴史に幕) 那覇市長に城間幹子 (H26.11～R4.10)	・「パートタイム労働法」改正 ・「男女雇用機会均等法施行規則の一部を改正する省令等(「間接差別禁止」の対象範囲の拡大)」施行	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択
2015 (H27)	・なは市民協働プラザ開館 4/1 ・「もっと知りたい! ^{わたし}女のからだ in 沖縄～自分のからだとココロを大切にするために～」を、那覇市職員厚生会厚生会館にてウィメンズセンター大阪と共同開催(協賛:大塚製薬株式会社) 5/30 ・「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)を発表 7/19 ・「思春期の心と体のための意識啓発事業」を市立中学全 17 校で開始	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布(翌年、全面施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定) ・安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・UN Women(国連女性機関)日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択

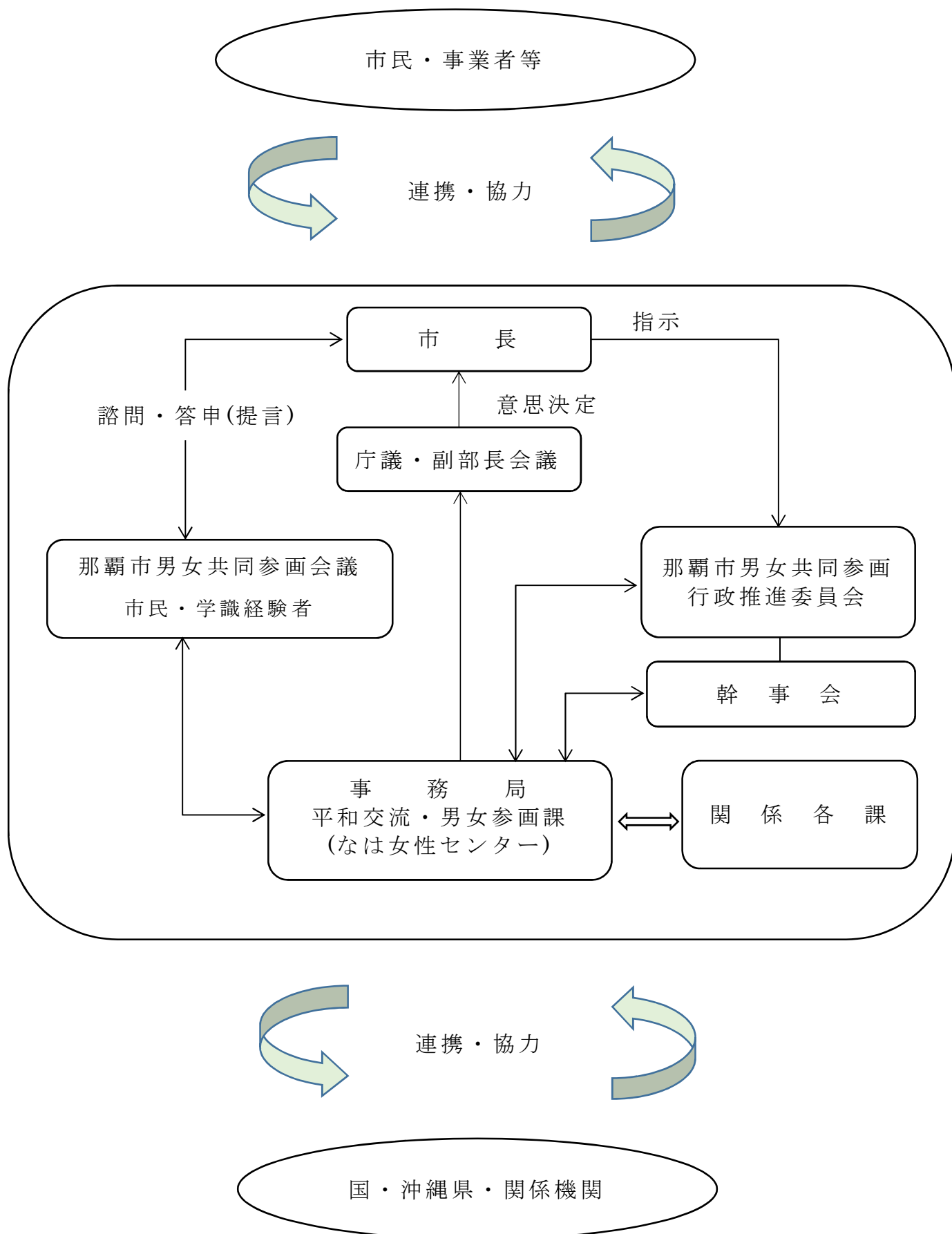
年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2016 (H28)	・琉球大学大学院法務研究科と「性の多様性の尊重についての連携・協力に関する協定」を締結 4/14 ・「那覇市パートナーシップ登録」開始 7/8 ・なは女性センター20周年記念シンポジウム「レインボーなは ～性の多様性を尊重するまちづくり～」を沖縄県立博物館・美術館にて開催 11/12 ◆基調講演 講師:サブリーナ・シズエ・マッケナさん ◆パネリスト:遠藤まめたさん、砂川秀樹さん、高倉直久さん、城間幹子市長 ◆コーディネーター:矢野恵美さん ・市営住宅入居時の親族要件にパートナーシップ登録者も追加 12月	・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	
2017 (H29)	・那覇市男女共同参画会議へ諮問「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)への提言について」11/30 ・「男女共同参画研修参加費補助金」事業開始	・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) ・那覇市教育委員会が「学校におけるLGBTへの配慮に関する指針」を策定 12月 ・「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」策定	
2018 (H30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・那覇市立小中学全53校で「男女混合名簿」を導入	
2019 (H31/R1)	・組織改編(担当副参事、主幹、主査の計3人)4/1 ・那覇市男女共同参画会議から「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)策定に向けて」の提言 7/11 ・「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)」策定 12月	・児童虐待防止法(体罰の禁止を明文化)及び児童福祉法改正(翌年、施行) ・沖縄弁護士会による全国初のレインボー宣言 3/20 ・「学校におけるLGBT等への配慮に関する指針」改正 4月 ・「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター(with youおきなわ)」が年中無休(24時間体制)での対応に変更 8/20 ・「女性活躍推進法」改正	・G20大阪首脳宣言

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2020 (R2)	・新型コロナウイルス感染症対策のため、担当副参事が健康部と兼任。 ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、なは女性センター臨時休館(4/7～6/15) ・特別定額給付金の申請サポート会場として同センター学習室を貸出(5/25～6/12) ・緊急事態宣言を受け、同センターの学習室を利用制限(8/3～9/8) ・緊急事態宣言を受け、同センター臨時休館(1/21～2/26)	・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興がトピック～」の策定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定 ・ピンクドット沖縄が一般社団法人化	・国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))
2021 (R3)	・なは女性センター25周年記念座談会「女性センターの果たしてきた役割、そして、これからを考える」10/1 ◆パネリスト：高里鈴代さん、宮城晴美さん、山城紀子さん ・緊急事態宣言を受け、同センター臨時休館(5/25～9/30)	・「育児・介護休業法」改正(男性の育児休業取得促進等) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいる宣言)	
2022 (R4)	・パートナーシップ登録の要件として「戸籍上の同性」から「2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)」に要綱改正 4/1 ※成年の年齢が20歳から18歳へ改正されることに伴い、パートナーシップ登録も18歳より可能。 ・「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」へ拡充 10/1(2人と同居する子どもをはじめとする近親者も「家族」として登録) ・なは女性センター開館26周年特別講演「沖縄、若年妊娠・出産を考える」を沖縄大学にて開催 10/1 ◆講師：上間陽子さん ・ピンクドット沖縄10周年 11/20 ※パレード初開催(なは女性センター参加)	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」成立(R6.4.1施行) ・民法一部改正(成年年齢関係)4/1 ・「AV出演被害防止・救済法(AV新法)」施行 6/23 ・「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」策定	

(2) 令和4年度男女共同参画事業行政組織表

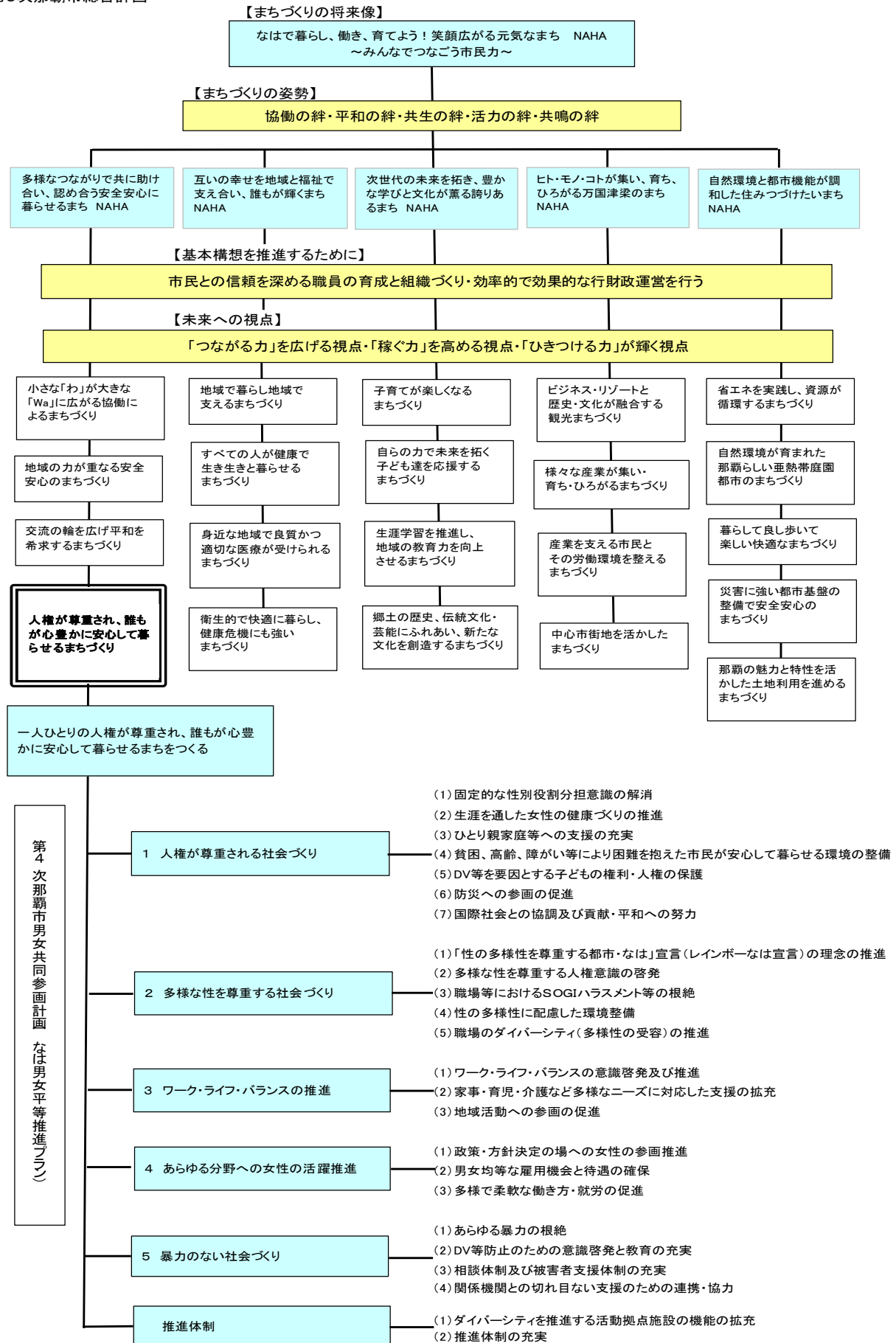


2 那覇市男女共同参画 推進体制図



3 施策の体系

第5次那覇市総合計画



4 令和4（2022）年度決算

（単位：千円）

事業名	決算	備考
男女共同参画計画推進事業	112	那覇市男女共同参画会議委員報酬 費用弁償
女性センター管理運営	18,706	会計年度任用職員報酬 報償費（講師・保育・弁護士等謝礼） 消耗品費（図書購入等） 複写機賃借料・保守料
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	800	業務委託料
男女共同参画研修参加費 補助事業	0	補助金
合 計	19,618	

5 令和4（2022）年度 事業概要

（1）男女共同参画計画の推進に関すること

ア 男女共同参画会議の開催

市長の付属機関である那覇市男女共同参画会議は、男女共同参画計画の推進や男女共同参画社会の形成の促進のための諸施策について調査審議します。

令和4年度は、第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理、「パートナーシップ登録」制度から「パートナーシップ・ファミリーシップ登録」制度への拡充に向けて審議しました。

第1回参画会議 令和4年5月19日

第2回参画会議 令和5年3月30日

イ 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」の推進

平成25年3月に策定した本計画は、DV被害者等の安全と安心に配慮し、総合的なDV対策を積極的に推進することを目的として策定されました。令和元年12月に「第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を「第4次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」の基本目標5「暴力のない社会づくり」として策定しました。あらゆる暴力や差別、ハラスメント等の人権侵害について、市民一人ひとりが正しく理解し、誰もが「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」ために、互いの人権を尊重し、相互に支え合う社会の構築に向け、各所管課において具体的施策を実施していきます。

令和4年度は、相談室「ダイヤルうない」にて「ストップ・DV」情報提供をさらに広げて取り組みを行いました。

令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化月間」として「若年層の性暴力被害予防月間」（4月1日～30日）が制定されました。その月間では、内閣府のポスター、「あなたの望まない性的な行為は、どんな理由・相手でも**性暴力**です。」を掲示し、10代や20代に対するSNSを利用した性暴力に関する情報を周知し、性暴力の防止を呼びかけました。

「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)では、「なは女性センターだよりNo.319」で周知を図り、内閣府からのポスター「あなたが望まない性的な行為は、性暴力です 話すことで、力をもらえる場所がある。」(B1判)を掲示し、那覇市役所本庁舎1階の総合案内版の行政情報モニターにてDV防止へ向けての意識啓発に努めました。また、関連企画としてソーシャルワーカーの嘉手納美音さんを講師に「殴る・蹴るだけがDVじゃない！～ガスライティング(心理的虐待)を考える」講座を開催しました。



<「思春期の心と体」のための意識啓発事業>

本事業は、中学1年生を対象に、思春期の子どもたちのための「人間関係づくりを考える」プログラムです。子どもたちの力を信じて、問題解決能力を高めるCAP(子どもへの暴力防止プログラム)の理念ベースに、自己コントロール感を得ることや人間関係のトラブルから自分を守る方法を学びます。

またロールプレイや話し合いを通して、自分の気持ちを率直に伝える方法や互いを尊重するコミュニケーションの方法を考えます。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で未実施だった中学2年生(3校)、中学3年生(1校)に対しても実施しました。

参加人数：計3,534人(生徒3,380人、教職員154人)

ウ 令和4年度男女共同参画週間(内閣府主唱6月23日～29日)の実施

男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)を踏まえ、毎年「男女共同参画週間」の期間中は、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める取り組みを行っています。



令和4年度のキャッチフレーズは、

『あなたらしい』を築く、『あたらしい』社会へが選ばれました。

期間中は、なは女性センターにて「ジェンダーギャップ指数(GGI)146カ国中116位の日本の現状や沖縄県や那覇市における家庭や職場での男女の状況等をわかりやすくパネル展示を行いました。

展示期間：6月11日(土)～7月2日(土)

6月19日(日)23日(水)・26日(日)は休館日

エ 第 25 回那覇市男女平等週間(9 月 20 日 ～ 26 日)の実施

沖縄の女性が初めて選挙権を行使した 1945 年 9 月 20 日を記念して、なは女性センターでは、平成 10 年 9 月 20 日～26 日を「第 1 回那覇市男女平等週間」として以降、毎年、同期間中に社会のあらゆる分野で男女平等が確立できるよう、広報啓発事業を実施し、平成 17 年制定の「那覇市男女共同参画推進条例」において、毎年 9 月 20 日を含む 1 週間を「那覇市男女平等週間」と定めました。

令和 4 年度は、1949 年から 2000 年に制定のあった「女性週間(労働省)」の変遷をたどるポスター展と、那覇市民の「男女平等感」についてのデータを 9 月 20 日より、なは女性センター内で掲示し、那覇市役所本庁舎 1 階の総合案内版の行政情報モニターにて、「那覇市男女平等週間」の取り組みについて広く周知しました。



オ 性の多様性の尊重に関すること

平成 27 年 7 月 19 日に「性の多様性を尊重する都市・なは」(レインボーなは宣言)を発表し、この宣言の理念に基づき、平成 28 年 7 月 8 日から「那覇市パートナーシップ登録」をスタートしました。これまでは、パートナーシップにある二人を対象としていましたが、令和 4 年 10 月 1 日からは、二人と同居する子どもをはじめとする近親者も「家族」として登録する『那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録』へ制度を拡充しました。

市長がパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあると認めた場合、パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿へ登録を行い、「登録証明書」及び「登録証明カード」を交付します。令和 4 年度の「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」は 12 組、削除は 6 組でした。

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録状況							
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
登 録	4 組	10 組	4 組	4 組	11 組	12 組	60 組
削 除	0 組	1 組	2 組	0 組	2 組	6 組	11 組

カ 情報紙の発行

「なは女性センターだより」を毎月 15 日に発行(年 12 回)

4,300 部×12 回

庁内各課、公民館、図書館、児童館、公立こども園・
公私連携こども園・私立認可保育園・小中学校、民生委員、
市内銀行本店窓口、県内女性行政担当課、女性団体、
県内特別支援学校等などへ配布しています。



(2) 女性センター管理運営事業

ア 施設の概要

- 設置目的：女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。（なは市民協働プラザ条例（平成26年条例第40号）第36条より）
- 所在地：那覇市銘苅2丁目3番1号（なは市民協働プラザ1F）
- 建物の概要：構造 鉄筋コンクリート造 面積 359.1㎡（108.6坪）
- 開設：平成8（1996）年10月1日
- 開館時間：月～金曜日 午前9時～午後9時／土曜日 午前9時～午後5時
- 休館日：日曜・祝日・慰霊の日（6/23）・年末年始（12/29～1/3）

イ なは女性センターの利用状況（令和4年度）

部屋別利用状況

月	開館日数	第1学習室			第2学習室			和室		交流室・資料室 の利用者数	来室者	相談室			合計 （人数）
		件数	利用者数	稼働率	件数	利用者数	稼働率	（子ども室）				（件数）			
								件数	利用者数			電話	面接	（弁護士） 法律相談	
4	25	12	59	17.1	52	366	74.3	0	0	72	15	125	5	—	642
5	23	7	32	10.8	42	301	64.6	0	0	70	20	142	11	2	578
6	—	0	0	貸室無し	1	4	貸室無し	0	0	54	12	129	15	1	215
7	—	0	0	貸室無し	0	0	貸室無し	0	0	48	1	143	17	2	211
8	26	10	44	13.5	49	306	66.2	0	0	44	19	179	17	2	611
9	24	10	44	14.7	43	247	63.2	7	21	38	15	183	10	0	558
10	25	15	61	21.4	50	306	71.4	0	0	40	15	195	5	0	622
11	24	20	74	29.4	55	313	81.0	0	0	72	15	209	21	2	706
12	24	11	34	16.2	45	258	66.2	0	0	62	16	188	7	—	565
1	23	9	19	13.8	43	287	66.2	0	0	42	19	187	9	0	563
2	22	13	37	20.6	44	302	69.8	0	0	26	16	164	10	1	556
3	26	21	120	28.4	57	411	77.0	0	0	12	14	205	16	1	779
計	242	128	524	18.6	481	3,101	70.6	7	21	580	177	2,049	143	11	6,606

※ クーラー故障のため、学習室の使用休止あり（6月・7月）

※ 学習室の利用者数＝講座受講者＋サークル利用者

※ 交流室・資料室の利用者数には図書貸出利用者を含む

※ 月別稼働率＝月の利用件数÷{(平日開館日数×時間単元数)+(土曜日開館日数×時間単元数)}×100

※ 年間稼働率＝年間利用件数÷{(平日年間開館日数×時間単元数)+(土曜日間開館日数×時間単元数)}×100

※ 時間単元数に入る数字は、平日は朝・昼・晩と貸し出ししているので3、土曜日は朝・昼の貸し出しなので2となる

なは女性センター利用団体一覧

令和5年3月31日現在

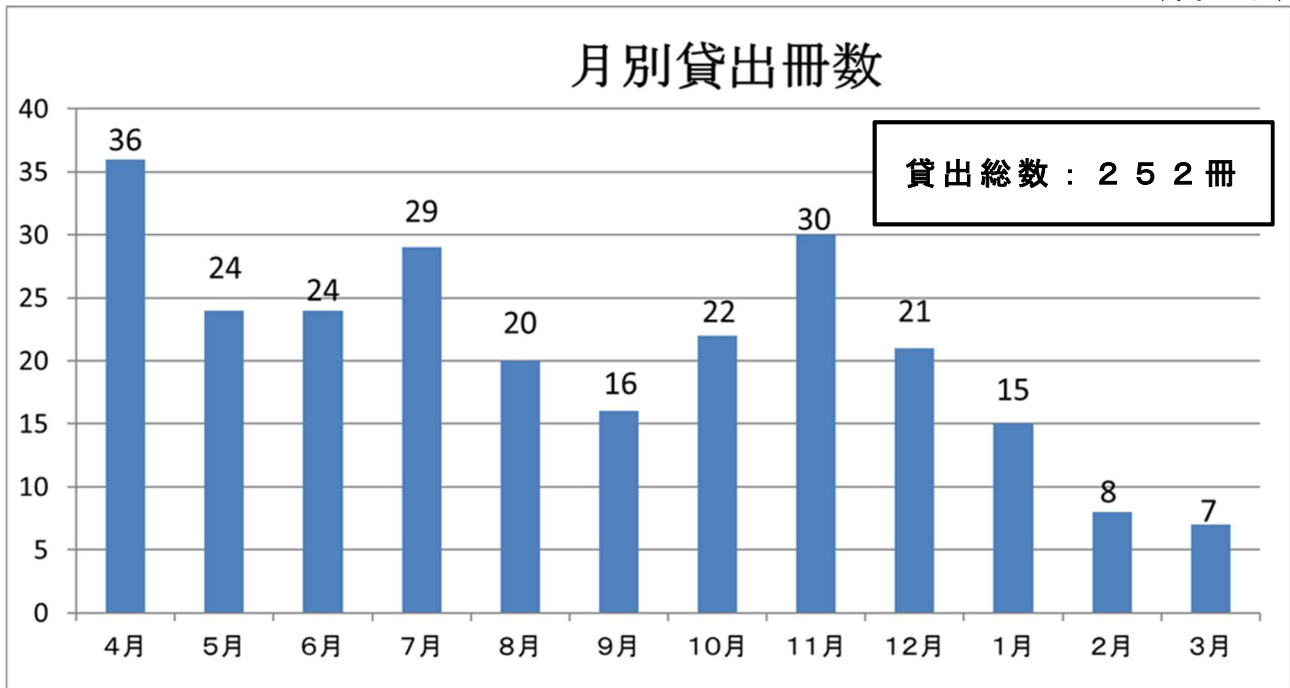
No.	名 称	カテゴリー	活 動 内 容
1	若布(わかめ)	手作り	工芸品の木目込みと押絵の作り方をお伝えしています。干支節句人形や縁起物等を制作し、手作りをしながら楽しく親睦を深めています。
2	ハーモニー英会話サークル	語学	外国人講師を招き、会員相互の英語力の向上を図るとともに、女性に関する諸問題にも目を向けて考え、英語表現を広げていく。各人が活動日に英語でトピックを発表し合って、英語表現の向上に努めています。
3	リラックス・ハッピーヨガ	ヨガ	ヨガのポーズと呼吸法を取り入れています。ヨガをすることで健康を維持して、心と身体を整えていきます。普段のストレスや疲れをやわらげて元気に活力ある日常をすごせるように活動しています。
4	ヨガ ファシル	ヨガ	ゆったりとリラックスしながら、全身の関節を動かしバランスを整えていきます、健康増進をめざし活動しています。
5	リフレッシュヨガ	ヨガ	呼吸に合わせて身体を動かしほぐしていきます。体のバランスを整えることにより、体幹も安定しリラックス効果を高めています。子育て中のお母さん達がヨガを通して自分の身体と向き合い、リフレッシュし、交流を深め、子育ての情報交換もしています。
6	混元太極拳	運動	太極拳を通して自然治癒力を高め、健康な体と心づくりをしています。健康な体になることで、いろいろな活動に積極的に参加できるようになればと思います。
7	ひまわりの会	運動	健康増進を目的として、気功を取り入れながら、身体を整え、美しく正しい姿勢を目指し、ストレッチ体操、気功、リズム体操を行なっています。
8	おもろまち太極拳クラブ	運動	気持ちのよい汗を流すことで、身体と心に良い効果を期待でき、適正な身体づくりを実践するため、型、ストレッチをしています。太極拳学習を通して、会員の親睦をはかる。
9	でいご民謡サークル	民舞	健康作り、踊りの輪、人との和を地域に広げること。みんなで笑顔で楽しく踊ることや人との交流を大切に、地域の活動にも参加しています。
10	光葉同窓会(チャイムサークル)	音楽	同窓生の輪を広げ親睦のために活動しています。トーンチャイム(ハンドベルの一種)を使って、音楽を通して友好を深めます。
11	手話サークル てのひらの会	学習会	ろう者、難聴者、聴者が集い、手話を学ぶ。交流を通して互いの文化を知り、理解するとともに、情報交換を行う。
12	いるまんちゃー	学習会	ろうLGBTQ当事者と手話で交流会、情報交換などを深める。今後は手話教室や相談会を催す予定。
13	那覇市女性ネットワーク会議 ～あけもどろ女性の会～	学習会	男女共同参画社会の実現を目指し、女性が真に輝く社会を築くための活動。国内外の男女共同参画研修参加者の報告会。県のSDGs担当講師を招き、勉強会を開催する。会員同士の親睦を図るため交流会の開催など。
14	日本語サークル どうしぐわー	学習会	日本語学習を希望する外国人市民、日本人市民が集い、学びを通して交流を深める。地域で必要な顔の見える関係性の構築、つながる活動を行う。多文化共生の意識や関係性をつくっていく活動をしています。
15	ACAなは女性ミーティング	学習会	自分がACC(アダルトチャイルド)だと(かもしれない)と感じられている女性のわかち合いの場です。「言いつばなし、聞きつばなし」を通して、より良い生き方を回復するために、定期的にミーティングを開いています。

ウ なは女性センター蔵書利用状況(令和4年度)

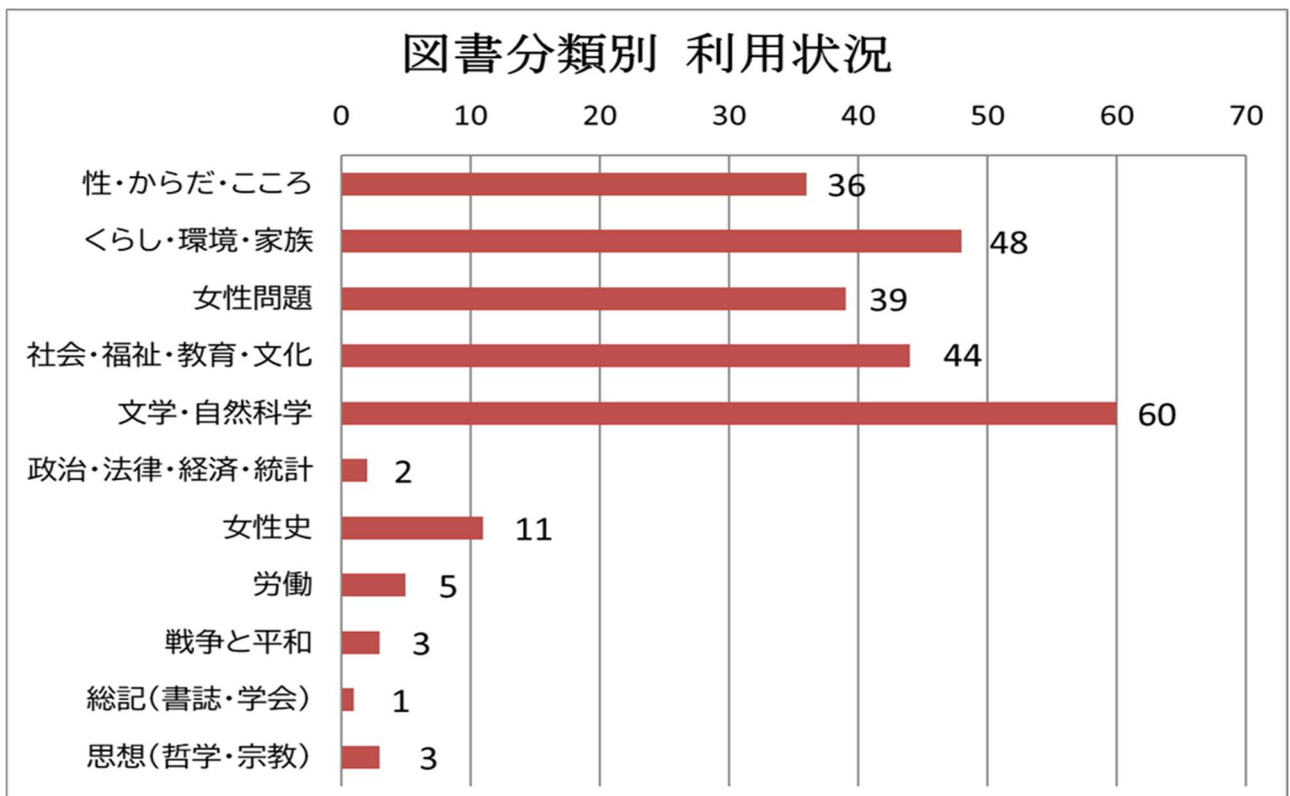
図書・情報コーナーでは、図書の貸し出しや各種資料の閲覧ができます。図書の貸しは、一度に2冊まで(期間は2週間で、資料については閲覧のみです)。

また、男女共同参画啓発DVD等については、交流室または学習室で視聴できます(貸出は市内在住・在勤・在学の方対象)。

(単位：冊)



(単位：冊)



エ 相談業務

女性が自分の意思で人生を選択することを支援するために、生きがい、家庭の問題など、女性の抱えるさまざまな相談に応じ、情報提供し、サポートします。電話相談、面接相談のほか、弁護士による法律相談も行っています。

性の多様性に関する相談も行っており、専門の窓口ではありませんが、相談者が「自分らしい生き方」を自らの意思で選択できるように一緒に考えます。

- 電話・面接相談（要予約） → 月～土 午前9時～午後5時（正午～1時を除く）
- 弁護士による法律相談（予約制） → 年10回（4月、12月を除く）
- 「ストップ・DV」情報提供 → 希望があれば随時

《 問題別相談受付状況 》

2022年4月～2023年3月（単位：件）

受付件数					内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合 計
電話相談		面接相談				人生	家族	夫婦・離婚	人間関係	健康・性	職業	金銭	暮らし	その他	
初	再	初	再	同行											
195	1,854	49	68	26	性別	173	188	387	375	239	86	12	100	565	2,125
2,049		143				男	1	3	6	3	2	2	0	0	50
2,192					合 計	174	191	393	378	241	88	12	100	615	2,192

時間帯	9時～12時	13時～17時
	952	1,240

受信対応件数	2,049
応答器対応件数	7,492
全着信件数	9,541

暴力相談件数	326
内DV	214

法律相談件数	11件（年10回実施）
--------	-------------

《 相談内容別支援状況 》

※1件の相談で、複数内訳あり

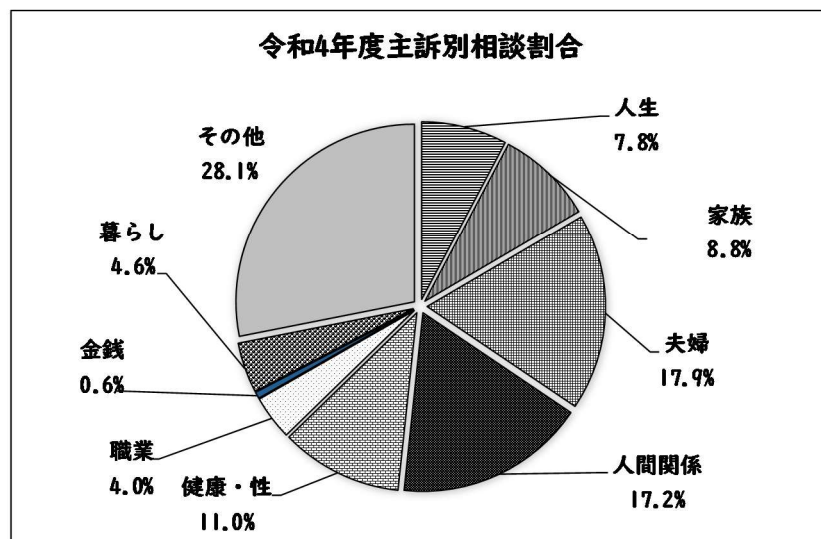
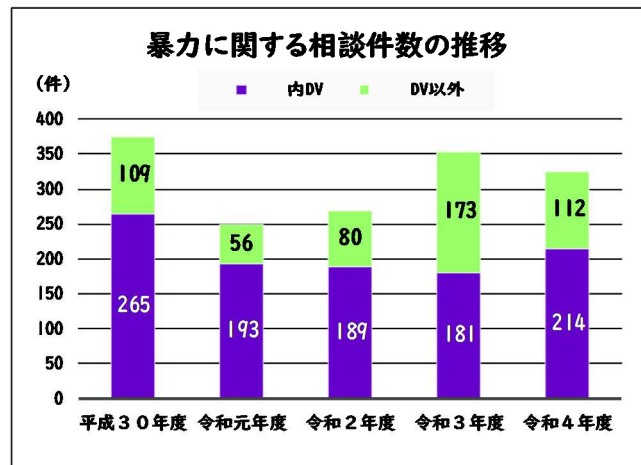
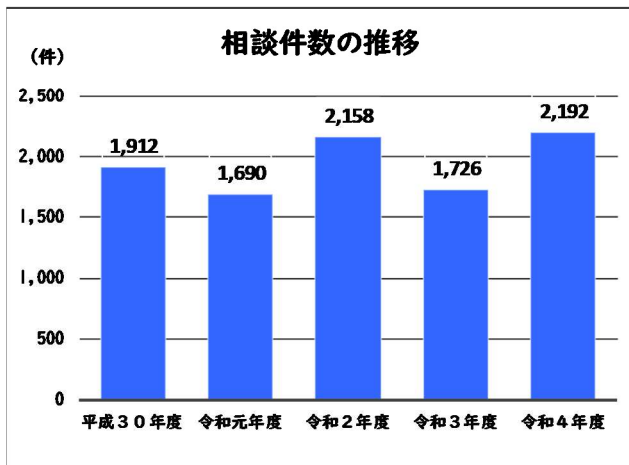
		件数	DV被害者支援	他暴力被害者支援	多様な性の相談支援
①	緊急一時避難	7	6	1	0
②	警察（安全確保）	16	13	3	0
③	法律	26	22	4	0
④	住宅問題	20	19	0	1
⑤	生活困窮	10	7	1	2
⑥	仕事、再就職	5	5	0	0
⑦	子どもの問題	24	24	0	0
⑧	心身面への対処	401	206	111	84
⑨	加害者に関する問題	1	1	0	0
⑩	住基ロック支援	3	1	2	0
⑪	その他	39	31	7	1
合 計		552	335	129	88

紹介先	①裁判所	2	⑤ていする	3	⑨医療機関	1	⑬ハイサイ市民課	1
	②警察	1	⑥保健所等	5	⑩社会福祉協議会	0	⑭市民生活相談室（消費者相談センター）	1
	③女性相談所	0	⑦県民生活センター	0	⑪福祉相談室	0	⑮市民生活相談室（市民生活相談）	8
	④児童相談所	1	⑧法律機関	14	⑫こどもみらい部	2	⑯那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	3
	⑰その他の内訳							
同行先	那覇市コールセンター「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口/ 国民健康保険課/グッジョブセンターおきなわ/ なはし創業・就職サポートセンター/ハローワーク/ハローワークプラザ沖縄マザーズコーナー/うるま市ふるさとハローワーク/那覇総合労働相談コーナー/県行政オンブズマン/沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課/県消費生活センター/◆浦添市女性相談室/◆宜野湾市児童家庭課（女性相談）/◆めぶき相談室/◆名護市家庭児童相談室（女性相談）/◆うるま市女性相談室/◆豊見城市配偶者暴力相談支援センター/那覇市母子生活支援センターさくら/沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター/soraeなは/沖縄県ひきこもり専門支援センター/（更）がじゅまる沖縄/地域子育て支援センター/ゆいまーの会/アラノン家族グループ/NPO生活の発見会（◆は地域の女性相談員）							
	那覇市保健所/那覇市保護管理課/市民生活安全課/ハイサイ市民課/こどもみらい課/子育て応援課/地域子育て支援センター/那覇市母子生活支援センターさくら/那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター/那覇家庭裁判所 /那覇警察署/浦添警察署/弁護士事務所/発達障がい者相談支援事業所							

相談件数の推移（主訴別）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
人生	74	3.9%	96	5.7%	149	6.9%	94	5.4%	170	7.8%
家族	271	14.2%	236	14.0%	168	7.8%	190	11.0%	193	8.8%
夫婦	400	20.9%	351	20.8%	329	15.2%	305	17.7%	392	17.9%
人間関係	574	30.0%	343	20.3%	586	27.2%	310	18.0%	378	17.2%
健康・性	265	13.9%	357	21.1%	287	13.3%	301	17.4%	242	11.0%
職業	20	1.0%	27	1.6%	11	0.5%	32	1.9%	88	4.0%
金銭	6	0.3%	8	0.5%	37	1.7%	10	0.6%	13	0.6%
暮らし	53	2.8%	40	2.4%	132	6.1%	70	4.1%	100	4.6%
その他	249	13.0%	232	13.7%	459	21.3%	414	24.0%	616	28.1%
合 計	1,912	100.0%	1,690	100.0%	2,158	100.0%	1,726	100.0%	2,192	100.0%

暴力相談件数	374	—	249	—	269	—	354	—	326	—
内DV	265	70.9%	193	77.5%	189	70.3%	181	51.1%	214	65.6%
DV以外	109	29.1%	56	22.5%	80	29.7%	173	48.9%	112	34.4%



オ なのは女性センター講座一覧 (令和4年度)

(単位:人)* ()内のこどもの数は内数です。

	講座名	講師	開催日時	参加人数	保育	手話通訳
1	ヤングケアラー:理解を深めて、「できること」を考える	名城健二 (沖縄大学福祉文化学科教授)	6月11日(土) 午後2時~4時	40	*休	0
2	いま、知りたい! おとなが学ぶ、こどものための生と性	東さよみ(助産婦)	7月2日(土) 午前10時~12時	35 (こども14)	*止中	0
3	第1回:未就学児~小学校低学年編 第2回:小学校高学年~思春期編		7月16日(土) 午後2時~4時半	38 (こども8)		0
4	暮らしの中の「ジェンダー」表現を考える	慶田城七瀬(琉球新報社記者) 島袋コウ/モバイルプリンス (スマートフォンアドバイザー)	9月15日(木) 午後7時~8時半	16	*新	0
5	なのは女性センター26周年特別講演 沖縄、若年妊娠・出産を考える ー調査と支援の現場から	上間陽子(琉球大学大学院教授)	10月1日(土) 午後3時半~6時	100	型	0
6	殴る・蹴るだけがDVじゃない! ~ガスライティング(心理的虐待)を考える~	嘉手納美音(ソーシャルワーカー)	10月29日(土) 午後2時~4時	32	コ	0
7	育休パパのリアルトーク ~男性育休は家庭と職場に メリットいっぱい!	ファシリテーター 嘉 大雅(琉球放送アナウンサー) 登壇者 新垣優理子(沖縄銀行人事部 働き方改革グループ) 水上実穂(フリーペーパー 「たいようのえくぼ」編集長) 仲宗根学(那覇市平和交流 ・男女参画課主任主事)	11月2日(水) 午後3時~5時	39	ナ	1
8	働く人のためのメンタルヘルスケア 考え方のクセと、コミュニケーションの コツを学ぶ 第1回「考え方のクセと感情コントロール」 第2回「対人関係と伝え方のコツ」	高良 恵利子 (社会保険労務士・産業カウンセラー)	11月19日(土) 午後2時~4時	19	ウ	0
			11月26日(土) 午後2時~4時	13		0
9	今! 憲法9条・24条・25条を 考える	高良沙哉 (沖縄大学人文学部福祉文化学科教授)	12月10日(土) 午後2時~4時	9	ル	0
10	ジェンダーあれこれ☆ まわし読み新聞	関戸 塩 (琉球新報社プロモーション グループ長)	2023年 1月16日(月) 午後7時~8時半	14	ス	0
11	沖縄はなぜ離婚率が高いのか? ~戦後沖縄女性史をひも解く~	宮城晴美(沖縄女性史家)	1月28日(土) 午後2時~4時	37	感	0
12	女性のための心とからだセミナー 第1回「月経(生理)にまつわる トラブルと女性ホルモンの関係」	大島教子 (Joy レディースクリニックくもじ院長)	2月10日(金) 午後7時~8時半	21	防	0
13	女性のための心とからだセミナー 第2回「更年期をより良く過ごす ために知っておきたいヘルスケア」		3月3日(金) 午後7時~8時半	28		0
14	「性の多様性と人権」 ~ありのままの自分を生きる~	宮城 里沙 (「いろんな想いのカタチ」代表)	3月18日(土) 午後2時~4時	16	対	0
	合計			457 (こども22)	の	1

1 ヤングケアラー：理解を深めて「できること」を考える



家族の介護や看護、幼いきょうだいの世話や家事を、大人に代わって日常的に担うヤングケアラーの現状が近年、浮き彫りになりつつあります。ヤングケアラーの背景には、貧困やDV、虐待など当該家庭が抱える諸問題が潜んでいることも多いと指摘されています。学校に行きづらくなり学業が遅れたり、部活や遊びなどに参加できなかったりすることで、孤立につながるケースもあります。

困りごとを抱える子どもの存在に周囲が気づき、適切なサポートにつなげるためにはどうすればいいのか。糸満市の児童生徒（小学5年生から中学3年生）への調査を実施した沖縄大学名城健二教授に、調査結果から見てきた現状や課題をお話いただきました。

■開催日：令和4年6月11日（土）午後2時～4時

■講師：名城 健二（沖縄大学人文学部福祉文化学科教授）

■対象者：関心のある方

■参加人数：40人（定員24人のところ申込多数となり、会場をなは市民活動支援センター会議室②③へ変更）

■一時保育数：休止中

■手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・「言葉がひとり歩きしないように、子どもと家族が負い目を感じることがないように、くれぐれも気をつけて」という名城先生の言葉、本当にその通りだと思います。全ての人知っておかないといけないですね。ヤングケアラーに限らず、子どもと接する時、子どもへの声掛けの仕方、言葉など、充分に気をつけたいと思います。（50代）
- ・やはり意識が大切だと思いました。あと正しい知識。福祉分野だけでなく教育の分野にも。ぜひ社会全体、子どもたち自身が考えていかなければならない問題だと思いました。（30代）

●講座担当から●

糸満市内の小学5・6年と中学生への調査を手掛けた名城教授は、ケアラー状態にある子の中には「我慢している、あきらめている子もいる」と語り、その結果、将来的にメンタルヘルスの問題につながりかねないことにも触れ、「周囲の大人が気づき、声を掛けることが大事です」と強調されました。また、子どもが自分の家庭の状況を「当たり前」と思っている場合や、「知られたくない」と思っているケースもあるため、「子どもは自ら発信できず、発見が難しい」「保護者と子どもが委縮しないよう、ヤングケアラーという言葉が一人歩きしないよう、配慮が必要です」と強調されました。ケアの状態を「相談したことがない」と回答した中高生の多くが、「誰かに相談するほどの悩みではない」と回答していることに触れ、「地域社会が諦めさせているとも言える」と解説しました。

関わり方の視点として、①「頑張っているね～」などの声掛けは、ケアの行動を強化しかねないので安易に褒めない ②専門職などケアをする代替わりの人を探し説明する ③子どものやりたいことの時間を保障できるよう支援する ④誰かがケアを担うようになって、精神的な負担が全てなくなるわけではないので、心理的なサポートを継続する ―ことを挙げられました。声の掛け方などに関する会場からの質問に対し、名城教授は『「かもしれない」と思ったら、原点に立ち返って、厚かましくない感じで声を掛けること』『サービスや制度で全て解決できるわけじゃない。子や親の自尊心を下げないよう、誰かが近くにいて声を掛けることが基本だと思う』などと、お話しされました。支援体制を強化するため、コーディネーター配置などのモデル事業が他県で始まっていることに触れ、「育児支援ヘルパー派遣は成果があると思う」と述べ、単に家事などをサポートするだけでなく、「話し相手になることが大事」とも語っておられました。

講座は24人定員でしたが、雨天にも関わらず、40人が参加するなど関心の高さが伺えました。

2 いま、知りたい！ おとなが学ぶ、こどものための生と性①

なは女性センター講座2022

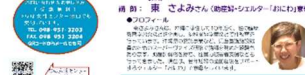


こどもと性についてお話しする機会はありませんか。性教育は、単に性行為を教えるものではありません。性器の名前を正しく覚える、性的同意について考える、妊娠から出産という生殖の過程を科学的に学ぶなど多岐にわたります。

第1回 未就学児～小学校低学年 日時 7月2日(土) 午前10時～12時
会場 住吉区民センター(住吉市民会館2階) 入場料 無料(お菓子代別)

第2回 小学校高学年～高校生 日時 7月16日(土) 午後2時～4時30分
会場 住吉区民センター(住吉市民会館2階) 入場料 無料(お菓子代別)

講師 東 さよみ (助産婦)



こどもと性についてお話する機会はありませんか。性教育は、単に性行為を教えるものではありません。性器の名前を正しく覚える、性的同意について考える、妊娠から出産という生殖の過程を科学的に学ぶなど多岐にわたります。

「性」を考えることで、自分のこととの向き合い方や身体を清潔に保つ方法、食事や運動、休息を通して生活環境を整えるなど、人間の発達に応じた「生」を考えることにも繋がります。

こどもへの性教育が大切だとわかっている、「知識が不足して伝え方がわからない」。そんな声が聞こえてきます。講座では、助産師の東さよみさんから、こどもへの性の伝え方についてお聞きしました。

- 開催日 : 令和4年7月2日(土) 午前10時～12時
- 講師 : 東 さよみ (助産婦)
- 対象者 : 4歳児～9歳未満、保護者、子育てで支援に関わる方
- 参加人数 : 35人(内こども8人)
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・お母さんが「べんきょうしに行こう」と言ったのでさんかしました。東さんのおしえ方が上手で、わかりやすいべんきょうになったので、自分もそうなんだなと、わかりました。(小3)
- ・体に変化してきたので、べん強しかった。体の話をしてくれてありがとうございます。体のことがわかってうれしいです。きをつけようと思います。(小4)
- ・自分の知らないことを学びたいと思ったから。興味があつたから。(中2)
- ・今回の話を聞いて、学校の授業でならったときよりも、わかりやすく学べて、とてもいい機会になりました。(中2)

●講座担当から●

東さんは性教育講座の中で、おとなもこどもも身体の仕組みについて科学的に学ぶことが大切だと指摘していました。例えば、性器にはひとつひとつ役割があり、名前がついていること。性器などのプライベートパーツは、自分だけの大切なものであり、誰にも触らせない、人に見せないなど、こどもへの伝え方を学ぶことができました。

また、性器は「汚れている場所だからさわってはいけない」のではなく、「清潔にしないといけない大切な場所だから、清潔な手で触ること」、「さわって気持ちよくなることもあるけど、みんなの前ではしないでね。ひとりの場所でさわってね」と声をかけるなど、多くの気づきがある講座でした。

3 いま、知りたい！おとなが学ぶ、こどものための生と性②



こどもと性についてお話する機会がありますか。性教育は、単に性行為を教えるものではありません。性器の名前を正しく覚える、性的同意について考える、妊娠から出産という生殖の過程を科学的に学ぶなど多岐にわたります。

「性」を考えることで、自分のこととの向き合い方や身体を清潔に保つ方法、食事や運動、休息を通して生活環境を整えるなど、人間の発達に応じた「生」を考えることにも繋がります。

こどもへの性教育が大切だとわかっていても、「知識が不足して伝え方がわからない」。そんな声が聞こえてきます。講座では、助産師の東さよみさんから、こどもへの性の伝え方についてお聞きしました。

- 開催日 : 令和4年7月16日(土) 午後2時～4時半
- 講師 : 東 さよみ (助産婦)
- 対象者 : 小学校4年生～高校3年生、保護者、子育て支援に関わる方
- 一時保育数 : 休止中
- 参加人数 : 38人(内こども8人)
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・性教育は、自分の身体や相手の身体を大切にするためにも、こどもに限らず、全ての世代に必要な教育だと感じました。性について学び、正しい知識を身につけることで、自分の身体を肯定的に受け止め、自分を主体として生きること、性暴力や望まない妊娠を防ぐことができるのではないかと思います(20代)
- ・私自身の知識の無さに驚きました。簡単なことから、こどもたちに伝え、自分を守る、大切にすることを教えていきたいと思いました。(40代)
- ・(トランス)ジェンダーのような女の子がいて、困り感がでてきたらどうフォローしようか悩んでいましたが、自然のまま接することを知りました。(40代)

●講座担当から●

「男の子にも乳首があるのはなぜ?」「女性はどうして月経が起こるの?」「睾丸は身体の外にあるけど、どうして卵巣は身体の中にあるの?」「セックスってなあに?」「卵子と精子はどこであうの?」など、こどもたちからの質問にどう答えられるでしょうか。東さんのお話はプライベートゾーンの説明から始まりました。

おとなが正しく伝えることができない時、こどもはネットで検索し、そのうちアダルトビデオにたどりつき、間違った性情報をキャッチしてしまいます。性に興味や関心が出てきたことを肯定的に捉えて伝えていくことが大切です。正しい性の知識を学ぶことができる絵本や動画を見ながら話すという方法もあります。

4



今回の講座では、『失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック』（小学館）の編集・執筆に関わった琉球新報社の慶田城七瀬記者とスマートフォンアドバイザーのモバイルプリンスさんのお二人に、暮らしの中の「ジェンダー表現」について語り合っていただき、参加者と共に考える機会とします。

- 開催日 : 令和4年9月15日(木) 午後7時～8時半
 ■講師 : 慶田城 七瀬(琉球新報社 記者)
 島袋 コウ/モバイルプリンス(スマートフォンアドバイザー)
 ■対象者 : 関心のある方
 ■参加人数 : 16人
 ■一時保育数 : 休止中
 ■手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・男性社会にとけこむために女性差別を男性と一緒にやって行っていた自分自身に気づいた経験から参加することになりました。(20代)
- ・日頃からジェンダーに関する「モヤモヤ」についての考えを整理したかったので受講しました。意識を高め、教えて(指摘)もらわないと気づかないことが多いので、今後も考えていきたいと思いました。良いきっかけになりました。(40代)
- ・お二人のお話は、とてもおもしろく楽しい時間でした。もっともっとお話を聞きたいと思いました。ワークが苦手でドキドキしていたのですが、やってみたら参加者どうしでお話できたのも楽しかったです。(40代)
- ・モバイルプリンスさんのお話をきいて、自分をアップデートしながら発信することを恐がらずに社会を変えていく勇気をもらえた気がします。(50代)

●講座担当から●

今年3月に新聞労連ジェンダー表現ガイドブック編集チームにより『失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック』（小学館）が出版されました。書籍の編集・出版に関わった、琉球新報デジタル編集グループの慶田城七瀬記者とモバイルプリンスさんを講師にお招きして、「暮らしの中のジェンダー表現を考える」をテーマに開講しました。

「夫婦の対等な呼称を知りたくて」参加された方のグループでは、「妻や夫」や「パートナー」「お連れ合い」などの意見がでていました。「お連れ合い」などの言葉を使い慣れていないため、言いづらく、どうしたものかと悩む参加者に、「これから意識して使い慣れて行きましょう！」などと、活発で積極的な意見がありました。

慶田城さんとモバプリさんは、参加者が緊張せずに、思い思いの意見が言える安心な場づくりが上手く、参加者はコロナ禍の中での久しぶりの対面講座にイキイキと話し合っていました。

なは女性センター26周年 特別講演 沖縄、若年妊娠・出産を考える ―調査と支援の現場から



―語りだそうとするひとがいる、それを聞こうとするひとがいる場所、やっぱり希望なのだと思う。

若年で妊娠・出産を経験する女性たちが生きている環境とその背景には、どのような問題や課題があるのでしょうか。

社会から孤立した出産や育児ではなく、親子の権利を尊重した社会づくりについて、調査研究と支援に携わる琉球大学教授の上間陽子さんを迎え、参加者と共に考えました。

- 開催日 : 令和4年10月1日（土） 午後3時半～6時
- 講師 : 上間 陽子（琉球大学大学院教授）
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 100人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・若年ママに関わるお仕事をしています。実母との関係が課題に感じていることも多く、上間さんのお話を聞いて理解が深まりました。（50代）
- ・上間さんの本を娘から紹介され、若年妊娠・出産が本当に多いことを知りました。まわりにもいました。興味があり、お話を聴きたいと思いました。（60代）
- ・支援者がトリガーになる恐さを胸にとめておきたいです。（20代）
- ・目の前にいる女の子を見る時、自尊心を高めることに重きをおくのではなく、トラウマケアに重きをおいたかわりが大切だという言葉にうなりました。（50代）
- ・沖縄の経済、沖縄戦、基地問題という、だれもが認識する「沖縄問題」に比して、女、そして子どもの問題は、ずっと放置されてきたままだったと痛感しています。（年代無記）
- ・若年妊娠・出産の問題は単に「貧困」という課題だけではなく、沖縄社会とジェンダー問題など、さまざまな意味をもたらしているのだと再確認しました。（20代）

●講座担当から●

10代で妊娠・出産、育児を経験する女性たちは、皆が同じような家庭環境や水準、コミュニティの中で生きているのではなく、一人ひとり、異なる背景や生き方をしていることが分かりました。若年で妊娠と出産、そして育児をしようとしている女性たちをどのように支援していくのか。子育てをしている親たちを孤立させない社会の仕組みや、行政の役割について考える学びの多い機会となりました。

6 殴る・蹴るだけがDVじゃない！ ～ ガスライティング(心理的虐待)を考える ～

女性は暴力を振るうことが多く、男性は暴力を振るうことが多く、暴力は暴力で、殴る・蹴るだけがDVじゃない！
～ガスライティング(心理的虐待)を考える～

10月29日(土) 午後2時～4時

講師：嘉手納美音さん(ソーシャルワーカー)

会場：なほなほセンター(なほなほビル1F)

定員：24名(先着順)

参加費：無料

お問い合わせ：090-9500-1000

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、夫婦や交際相手など、親密な関係の中で起きる暴力です。DVには、身体的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用する暴力などがありますが、どの暴力も全て心が傷つく、心理的虐待とつながっているのです。

ガスライティングとは、些細な嫌がらせを行ったり、わざと誤った情報を提示し続けたりすることで、被害者が自身の記憶や知覚、正気などを疑うよう仕向ける心理的虐待の手法です。

DV法や被害者対策も、身体的暴力や命の危険があるような場合に限られてしまいがちですが、今回の講座では、ソーシャルワーカーの嘉手納美音さんに心理的虐待がもたらす自尊心への影響と回復について学びます。

- 開催日 : 令和4年10月29日(土) 午後2時～4時
- 講師 : 嘉手納 美音(ソーシャルワーカー)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 32人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・自分を守れる知識をもらい、夢と元気をいただくことができました。(30代)
- ・ガスライティングは社会的構造が影響していることを、社会学の視点から理解していく必要性を強く感じます。嘉手納さんの話は、社会的視点から心理的虐待を見ることができ、心理的暴力から回復する術を確認できてよかったです。(50代)
- ・「ガスライティング」という言葉を初めて知りました。もう一度、自分の人生を見直しながら、これからの生き方、後に続く人のためにも学び直したいと思いました。(60代)

●講座担当から●

講座では、ガスライティングの例やガスライティング被害者への影響や対処法、回復について学びました。ガスライティングとは、心理的、精神的虐待の形態の一つで、言葉や行動によって相手を心理操作し、行動や判断能力に自信を持たなくなる状況をつくることです。DVの精神的虐待と重複するものが多く、そうする人のことを「ガスライター」と呼び、親密な関係だけでなく、親子、きょうだい、職場、友人関係、政治の場でも起こり得ます。ガスライターの特徴は、「常に自分が100%正しいと考える」「被害者の決断や考え方を常に否定する」などがあります。

ガスライティング被害者への影響は、いつも自分のことを2番目に考えるようになり、簡単なことを自分で決められなくなり、自尊心が下がり、自分に自信が持ちづらくなり、睡眠障害や抑うつ状態が起こりやすくなります。

「私の感情は私のモノ！」です。「自分が悪いと思っていない人は、変わらない」のです。ですから被害からの回復として、「ガスライターから離れる」「支援を求める」「反省をするのではなく、自分がうまくできたことを挙げてみる」などがあげられました。

身体的な暴力と違い、精神的・心理的暴力は外からは見えづらく、しかし被害者に与えるダメージは大きいのです。暴力の形態は幅広いという理解をさらに広め、今後、ガスライティングという暴力についての予防教育が必要だと感じました。講師の嘉手納さんの「ラスベガスレイプクライシスセンター」での被害者支援の経験が活かされた講義に元気をもらいました。

7 育休パパのリアルトーク 男性育休は家庭と職場にメリットいっぱい！

育休パパのリアルトーク

男性育休は家庭と職場にメリットいっぱい！

男性の皆さん、パートナーとあらたに、家事や育児を自分で行うチャンスがやってきました。男性に育児休業って必要？と聞いたらどう思いますか？

男性の育休取得は、育児休業法改正により、改正育休・介護休業法の概要説明を受けた後、4人の登壇者による子育てトークを楽しみながら、男性育休の意義や課題を共有しました。

冒頭、沖縄労働局雇用環境・均等室の面高史代さん（主任雇用環境改善・均等推進指導官）は改正育休・介護休業法の概要や、10月にスタートした新制度「産後パパ育休（男性版産休）」について解説しました。厚生労働省の調査によると、男性の育休取得率は2021年度13.97%と過去最多を記録したものの、取得期間は短いことを指摘。日本は国際的に見て、夫の家事・育児関連時間が低いことを挙げ、男性の育休取得と育児参加を促進する必要性を強調しました。

本イベントでは改正法の最新と理解しながら、育休取得の体験談や課題も共有し、育児休業のメリットや課題を共有し、より活用していただきます。

【日時】2022年11月2日（水）午後3時～5時

【場所】オキナワ・イノベーション・ラボ（沖縄銀行本店1階、那覇市久保町3-10-1）

【トピック】子育て・育児休業（育児休業）

【参加費】無料

【定員】40人

【申込】先着順

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

【申込先】なな女性センター

- 開催日：令和4年11月2日（水）午後3時～5時
嘉大雅（琉球放送アナウンサー）
- 講師：新垣優理子（沖縄銀行人事部働き方改革グループ）
水上実穂（フリーペーパー「たいようのえくぼ」編集長）
仲宗根学（那覇市平和交流・男女参画課主任主事）
- 場所：オキナワ・イノベーション・ラボ（沖縄銀行本店1階）
- 対象者：関心のある方
- 一時保育数：休止中
- 参加人数：39人
- 手話通訳：1人

●受講者の感想、メッセージなど

- ・上司からの紹介で参加しました。男性も育休を取りやすい雰囲気と理解者も多く、当社では男性の育休取得をする方も多くいますが、やはりまだ理解できない！という意見もあるため、育休のメリットを社内に伝えていくためのヒントが得られたらと思います、参加しました。
- ・リアルトーク面白かったです。男性の出席も多く驚きました。母の立場なので、同感できるどころが多かったです。この話は会社でも共有したいと思います。ぜひこのような企画を今後も継続してほしいです。
- ・母の気持ち、父の気持ちが率直に聞けたので、とても参考になった。一人一人の理解が社会を変えるので、このような機会を重ね、気兼ねなく育休がとれる時代になってほしい。

●講座担当から●

本トークイベントを通じて、男性の育休を取得し、積極的に育児に関わることには幾つものメリットがあることを改めて感じました。

プライベート面では、子育てに奮闘する夫の姿に触れ「本当の意味でパートナーになれた」といった声や、「家族愛が深まった」といったエピソードが紹介されました。仕事の面では「業務の棚卸ができる」「属人的な仕事を見直せる」などのキーワードも出てきました。

もちろん現在は、男性が育休を取得するためには幾つもの課題があります。けれど、育休に伴う面倒や壁を乗り越えることは、これまでの「働き方」「生き方」を見つめ直し、価値観をアップデートする大きなきっかけになると確信します。私たち「なな女性センター」は、取り組みテーマの一つにジェンダー平等を掲げています。性別を問わず、子育てを通して得られる喜びもあれば、仕事でしか味わえない充実感もあります。子を産み育てたいと願う人々が、子育ても仕事も無理なくでき、誰もが伸びやかに暮らせる沖縄になることを願ってやみません。

働く人のためのメンタルヘルスケア 考え方のクセと、コミュニケーションのコツを学ぶ

なほ女性センター講座2022

働く人のための
メンタルヘルスケア
考え方のクセと、
コミュニケーションのコツを学ぶ

職場などでの対人関係で、思ったことをうまく伝えられなかったらスムーズに物事が進むのではと思うことはありませんか。また、コロナ禍の影響による在宅勤務などで、従業員同士や上司との対話不足を感じ、コミュニケーションの変化に戸惑う事もありますか。第1回目の講座では、自分の感情の不安感やイライラ感の要因、自分の気持ちの変化や考え方のクセに気づくことにより、ものごとの受け取り方（認知の仕方）によって、その後の感情がどう変わるのかを見直していきます。第2回目の講座では、職場などでの対人関係で活かせるコミュニケーションの取り方や、伝え方をワークシートを活用しグループでの話しあいを通して考えます。自分の考え方や普段のコミュニケーションの取り方など、視点を変えて物事をみることで新たな気づきや発見があるかもしれません。メンタルヘルスが快調であるために、日ごろ感じるストレスのケアをめざします。

第1回 11月19日(土)午後2時～4時
「ストレスのマネジメントとコントロール」

第2回 11月26日(土)午後2時～4時
「対人関係と伝え方のコツ」

講師 高良 恵利子
社会保険労務士／産業カウンセラー

対象者 関心のある方

参加人数 第1回19人／第2回13人

一時保育数 休止中

手話通訳 なし

お問い合わせ先 TEL 098-951-3222 FAX 098-951-3204

職場などでの対人関係で、思ったことをうまく伝えられなかったらスムーズに物事が進むのではと思うことはありませんか。また、コロナ禍の影響による在宅勤務などで、従業員同士や上司との対話不足を感じ、コミュニケーションの変化に戸惑う事もありますか。第1回目の講座では、自分の感情の不安感やイライラ感の要因、自分の気持ちの変化や考え方のクセに気づくことにより、ものごとの受け取り方（認知の仕方）によって、その後の感情がどう変わるのかを見直していきます。第2回目の講座では、職場などでの対人関係で活かせるコミュニケーションの取り方や、伝え方をワークシートを活用しグループでの話しあいを通して考えます。自分の考え方や普段のコミュニケーションの取り方など、視点を変えて物事をみることで新たな気づきや発見があるかもしれません。メンタルヘルスが快調であるために、日ごろ感じるストレスのケアをめざします。

- 開催日 : 第1回 令和4年11月19日(土) / 第2回 11月26日(土) 午後2時～4時
- 講師 : 高良 恵利子 (社会保険労務士／産業カウンセラー)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 第1回19人／第2回13人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・否定的な感情をもていい。自分の感情を大切にすること。相手の感情は相手のものなので、自分で全て受けとめる必要はないというのが、ふにおちた。これは生活にも活かせるなと思いました。グループワークもできて、色々な人の意見がきけてよかった。(20代)
- ・考え方のクセは修整できることは、頭では理解できてもコントロールすることはむずかしい…。でも実践します。(50代)
- ・YOU メッセージ、I メッセージについて、取り組んでいきたい。(50代)

●講座担当から●

第1回目の「考え方のクセと感情コントロール」では、ストレスや感情の起きるしくみを学び、自分の考え方にはどのようなクセがあるのか、認知のしくみについて、自分の思考クセの修正の方法について講話がありました。自分の感情を大切に、自分の感情と相手の感情の境界線を考え、相手の感情は相手のものであることを忘れないようにすることや「怒りの感情」は当たり前にも感情ではあるけれど、どう表現するか？表現のコツについて学びました。

第2回目の「対人関係と伝え方のコツ」では、自分の気持ちや考えを知った上で、相手とどのような関係づくりをしたいかを考えてみる。伝える前に、頭の中で、唱えるだけでも気持ちが落ち着く事もあると話されました。また、自分も相手も大切にしながら、自分の意見や気持ちを伝える「3つのステップ法」として、1. 状況をそのまま描写する。その時の状況や事実を客観的に話す。2. 相手の気持ちや考えへの理解。相手の立場を考えて、相手の気持ちを察して表現する。3. 自分の考えや希望を明示して提案する。自分の望むことや行動を明確に伝え、妥協案や解決策を提案する、など具体例をあげて考えていくことを学びました。講座の最後に、「相手の考えや気持ちを理解しようとする」となどを、くり返し練習することでスキルアップにもつながるので、意識していくと改善することができるとおっしゃっていました。

9 今！ 憲法9条・24条・25条を考える

女性センター講座2022

今！ 憲法9条・24条・25条 を考える

ロシアのウクライナ侵襲が深まり、戦争の悲劇が繰り返されています。繰り返し流れるTVニュースに77年前の沖縄戦を重ねて見ている市民も少なくありません。武力紛争や戦争では、女性の人権が性暴力によって侵害されます。人権の確立は、平和な社会の構築と密接に結びついています。

法24条に謳われた「個人の尊厳と両性の平等」が実現できる平和な社会でないと「ジェンダー平等」な社会は実現できません。約3年にわたるコロナ禍で多くの人々が失業や貧困にさらされ、「生存権」すら脅かされている現状も浮き彫りとなりました。私たちが安心して、安全に暮らすには、今、何が必要でしょうか？

本講座では、ジェンダー憲法学を専門とする高良さんに「日本国憲法」の9条「平和」・24条「平等」・25条「生存権」を分かりやすく解説していただき、参加者と共に考えます。

日時 12月10日(土) 午後2時～4時

講師 高良 沙哉さん(沖縄大学人文学部福祉文化学科教授)

会場 女性センター 第2学習室

対象者 関心のある方

定員 30人(定員超過の場合は抽選)

参加費 無料

申込方法 女性センターまでお申し込みください。

申込先 女性センター 098-936-5011(受付) 098-936-5012(申込)

ロシアのウクライナ侵襲が深まり、戦争の悲劇が繰り返されています。繰り返し流れるTVニュースに77年前の沖縄戦を重ねて見ている市民も少なくありません。武力紛争や戦争では、女性の人権が性暴力によって侵害されます。人権の確立は、平和な社会の構築と密接に結びついています。

法24条に謳われた「個人の尊厳と両性の平等」が実現できる平和な社会でないと「ジェンダー平等」な社会は実現できません。約3年にわたるコロナ禍で多くの人々が失業や貧困にさらされ、「生存権」すら脅かされている現状も浮き彫りとなりました。私たちが安心して、安全に暮らすには、今、何が必要でしょうか？

本講座では、ジェンダー憲法学を専門とする高良さんに「日本国憲法」の9条「平和」・24条「平等」・25条「生存権」を分かりやすく解説していただき、参加者と共に考えます。

- 開催日 : 令和4年12月10日(土) 午後2時～4時
- 講師 : 高良 沙哉(沖縄大学人文学部福祉文化学科教授)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 9人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・平和主義を支える憲法について学ぶことができ、とても有意義な時間でした。(20代)
- ・憲法関連のセミナーでは、とかく9条のみがクローズアップされがちですが、今回、24・25条と合わせ構造的・立体的に憲法が理解でき、新鮮な視点や考え方を学びました。(40代)
- ・小学校で日本国憲法を学ぶ授業を増やす必要があります。“戦争をしない”と決めていることの素晴らしさを伝え、守っていくにはどうするべきかを共に考えたいと思いました。(50代)

●講座担当から●

「小学生の時に憲法を知り、憲法が大好きになった」という講師の高良さんに、「平和主義はどこから来たのか」や「日本国憲法平和主義の意義」などについてお話いただきました。

憲法9条では、「戦争の放棄」が記され、「戦争放棄・戦力の不保持・交戦権の否認」が明記されています。しかし、沖縄は戦後77年経ってもなお、「不発弾の処理」や「遺骨の収集」が終わらず、米軍基地は居座り続けています。さらに、辺野古では米軍の新基地が建設されています。

憲法24条では、「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等規定」において、その「両性」の解釈が身体的な性である「女」と「男」と限定されているのです。同性を愛することでLGBTQ+の当事者が社会的な権利や法的な保障を受けられないのが現状です。「同等の権利」を保障するための広義の「法解釈」が必要だと感じました。

憲法25条では、「すべての国民は『健康で文化的な最低限の生活を営む権利』を有する」とあります。コロナ禍でも資産を増やした人たちと、失業・貧困にさらされる人たちとの格差は広がりました。女性や若者の自殺も増えています。苦しい立場に置かれた人々をいっそう追いつめているこのような状態の社会において、生存権が保障されていると言えるのでしょうか。今だからこそ、すべての人たちが共に生き延びられる社会に向けた取り組みが必要です。憲法9条・24条・25条を学び直すことで、「私」に何ができるのかを問い直し、考える有意義な時間となりました。

10 ジェンダーあれこれ☆まわし読み新聞



新聞を読みながら、ジェンダーについて語り合う講座を企画しました。

琉球新報社の関戸塩さんに、新聞の効率的な読み方を教わりながら、少人数のグループで「まわし読み新聞」を体験します。ジェンダー平等、男女共同参画社会、性の多様性の尊重など、大テーマは「ジェンダー」。皆さんが選ぶ記事や切り口、ご意見は自由です。

多様な意見やモノの見方に触れることで、視野や世界を広げるきっかけになりました。

※まわし読み新聞とは…集い合った人がそれぞれ気になる新聞記事を選び、意見を交わしながら壁新聞を作るワークショップです。大阪のコモンズ・デザイナー陸奥賢さんが考案した、新聞をコミュニケーションツールとする「メディア遊び」です。

- 開催日 : 令和5年1月16日(月) 午後7時～8時半
- 講師 : 関戸塩(琉球新報社プロモーショングループ長)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 14人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・企画(参加型)が超よかった…おもしろい。
- ・最初の「ジェンダー落語」の語りで、いよいよ面白いワークショップが始まる！と楽しい気持ちになりました。グループ分けで初対面の方たちと一緒にでしたが、落語の愉快的な気持ちが続き、和やかに作業することができました。それぞれが切り抜いた記事の紹介では、ジェンダーチェックが鋭く、的確に捉えているので、勉強になりました。私が目を通さないスポーツ欄の男女の顔写真を選択した方が、「女性の方が小さく、男性の下に位置付けられている」の意見には、面白いなあ～と感じました。参加者の個性が発揮されたチームでした。楽しい企画をありがとうございました。
- ・またあれば参加したい。職場でもできたらと思う。
- ・「ジェンダー落語」最高！まわし読み新聞とても楽しかった。(チームで作った)新聞も最高!!

●講座担当から●

ジェンダーについて語り合える場づくりを目指し、開催した「ジェンダーあれこれ☆まわし読み新聞」。参加者14人が4グループに分かれて気になる記事を紹介し合い、ジェンダーの視点から意見を交わした後、オリジナリティーあふれる壁新聞を完成させました。

講師を務めた関戸塩さんは冒頭、この日のために準備した「ジェンダー落語」を披露。笑いの要素を交えつつも、DVという難しいテーマを考えさせる見事な話術の関戸さん。リラックスした雰囲気にも包まれ、講座が始まりました。

関戸さんは「新聞の見出しは記事を凝縮したもの。まずは見出しから読んでください」と、短時間でニュースのポイントを押さえるための読み方を紹介しました。続いてグループごとに気になる記事を選んで紹介し合った後、互いの考えを披露したり意見を深めたりしました。

新聞にはあらゆるジャンルのニュースや情報が掲載されています。ジェンダーという切り口であらためて記事を眺め、他の方の意見に耳を傾けることで、「いろんな意見や考え方、物事の見方があるんだ！」などと視野が広がり、多くの気づきができることを参加者の皆さんと一緒に体感することができました。

沖縄はなぜ離婚率が高いのか？ ～戦後沖縄女性史をひも解く～

女性センター講座 Vol.22

沖縄はなぜ 離婚率が高いのか？ ～戦後沖縄女性史をひも解く～

生活時代は、戦後の沖縄は戦前とは異なる社会構造を築いてきました。そして1985年以降は、全国的に離婚率が高くなっています。その中でも、沖縄に「嫁入り」という言葉がないのはなぜでしょうか？「離婚に寛容な沖縄社会」はどのように形成されていったのか興味深く感じます。

日 時 1月28日(土) 午後2時～4時

講師 宮城 晴美さん (沖縄女性史家)

会場 女性センター2階

対象者 関心のある方

定員 36人(先着順)

※参加費 無料 (会場費は別途お支払いください)

※お申し込みは、女性センターまでお電話ください

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

女性センター 098-961-3033 / FAX:098-961-3034

明治時代以来、沖縄の離婚率は全国的に高い数値を示してきました。そして1985年(昭和60)以降は、全国1位を独走しています。そもそも、沖縄に「嫁入り」という言葉がないのはなぜでしょうか？「離婚に寛容な沖縄社会」はどのように形成されていったのか興味深く感じます。

敗戦後の衣食住は「アメリカ世」のもとで新しい文化を築いてきましたが、明治以降の家父長制社会の影響は、男系継承を基本とする「トートナー」問題を含め“伝統文化”のごとく残り続けています。

今回の講座では、とりわけ1957年の新民法施行以降の社会環境の変化と、家庭におけるジェンダーロールが女性たちの意識の変革にどう影響を及ぼしたのか、離婚率の高さの背景について、戦後沖縄女性史をひも解きながら受講者と一緒に考えます。

■開催日 : 令和5年1月28日(土) 午後2時～4時

■講師 : 宮城 晴美(沖縄女性史家)

■対象者 : 関心のある方

■参加人数 : 37人

■一時保育数 : 休止中

■手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・日頃から、離婚をネガティブに捉えるようなジェンダーバイアスのかかった言説に違和感を持っているので、受講することにしました。(50代)
- ・とても分かりやすいです。離婚の原因を。常々私が思っていることを、きちんと講話で説明してくださり納得です。(50代)

●講座担当から●

宮城さんは、琉球王国時代の社会構造や慣習を遡り、離婚に寛容であった背景を分析しました。1つ目のキーワードは「年中行事」でした。その当時、女性は「をなり(うない＝姉妹)神」とされ、呪術的に「えけり(兄弟)」や、一族を守る役割があったそうです。そのため、女性は結婚しても生家と婚家の祭祀に携わっていました。娘がいないと年中行事や祭祀を円滑に執り行うことができないため、娘がいらない家は「をなり神不在」の不都合が生じ、「極端に言えば、娘の離婚を歓迎する面もあったのではないか」と語りました。2つ目は「家父長制度」の問題です。琉球王国時代、首里・那覇の士族たちには家父長制的な門中制度があり、妻は夫に従属する存在でした。一方、大多数の庶民の暮らしは「村」を中心とした村落共同体が軸であり、夫婦関係は相対的に平等で女性は「家」に縛られることがなく、その意味からも、女性だけが忍従を強いられたり離婚が負い目になったりすることが少なかった事情が伺えます。

明治民法施行により、沖縄の近代農村にも「家」を重視する家父長制がもたらされたのです。加えて、戦後の沖縄はアメリカ統治下に置かれたため、日本国内で1948年に施行された男女平等の新民法が長く適用されませんでした。政治や戦争に翻弄された女性たちの暮らしや権利を紐解いた上で、現在の離婚に関する統計を報告しました。1984年度の相談では、家庭問題が1位(夫の暴力、浮気、酒乱、生活費を入れない)、離婚相談が2位。近年の離婚相談とさほど変わらない現状が示されました。宮城さんは、「本日は沖縄の女性史の視点から離婚の問題を見てきました。実際の日常生活では何が問題なのか、現状や課題をそれぞれの立場で考え、どうすればいいのかを一緒に考えてまいりましょう」と呼び掛けました。

[illegible]

なほ男女平等推進プランでは、生涯を通じた女性の健康づくりの推進を基本課題とし、女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の考えに基づいた意識の浸透をめざしています。女性のからだは思春期から青年期、中高年期にかけて、月経や妊娠、出産などにより、ライフサイクルが大きく変化し、女性ホルモンの働きも体調に影響を与えます。また、日常の小さな不調や性に関する悩みがあっても、仕事や家事、育児などが多忙な時期は、自分のからだの不調や健康については後回しになってしまったり、婦人科の受診や相談することをためらったりなどで、女性特有の疾病に気づかず治療が遅れてしまうこともあります。

今回の講座では、気になる症状に対する正しい知識や治療法などについて専門医からお話を伺います。自分のからだ、健康について正しい知識を持ち、主体的に自分の心とからだの健康について考える機会とします。

- 開催日 : 令和5年2月10日(金) 午後7時～8時半
- 講師 : 大島 教子 (Joy レディースクリニックくもじ院長)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 21人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・初めて女性センターでの講座に参加したが女性特有の悩みについての情報をより多く知れてよかった。また、媒体もたくさんあり、今後に活用できると思った。(20代)
- ・女性としてうまく生理と付き合いながら、楽しく生活出来たと思いました。楽しみを見つけます!! 婦人科のハードルが少し下がった。(40代)
- ・約20年間、月経困難でピルを服用したり、やめたりのくり返し、40歳になりジェノゲストを飲み始めたところ、閉経まで飲み続けた方がいいと言われ、女性としての大事な部分を早くやめろと言われた気持ちでした。先生の最後の言葉「より豊かな人生を送るために」で少し気持ちが軽くなりました。(50代)

●講座担当から●

今回の「女性のため心とからだセミナー」は、厚生労働省が定めている、「女性の健康週間」(3月1日～3月8日)にあわせて、主体的に自分の心とからだの健康について考える機会になるようにと、大島教子先生をお招きし全2回の講座を開催しました。

第1回目は、主に月経のしくみについて、スライドや画像をみながら詳しくお話をいただきました。10代から60代まで幅広い年代での参加があり、ご自身に不調がある方以外に、親子での参加や将来の娘のためになどの受講動機もありました。講座の中で、婦人科を受診する際には、自分の生理のサイクルをきちんと伝えられるよう、基礎体温表や生理周期の記録をつけることをすすめられました。実際に大島先生のクリニックを受診した中学1年生の子が、生理周期をきちんとメモをとっていて持参したエピソードを話されました。講座後半は、受講者からの質問票に記された、個々に感じている不調や不安に感じていることやその治療法などに、大島先生が一つひとつ丁寧にお答えくださいました。

なほ女性センター講座2022
「女性の健康週間(3/1～3/8)」企画講座

【第2回】女性のための心とからだセミナー
**更年期をより良く過ごすために
知っておきたいヘルスケア**

女性のからだは、思春期から青年期、中高年期にかけて、月経や妊娠、出産などにより、ライフサイクルが大きく変化する。女性ホルモンの働きも体調に影響を与えます。

更年期に訪れるさまざまな症状や疾患がありますが、自身の健康の平均年齢は、意識的に高めることができます。その準備期間に合わせた準備をすることも、心身の健康を保つために必要です。お悩みや不安を解消し、より健康的な生活を送るために、専門医から話を伺います。更年期やその後の人生を快適に過ごすために、自分にあった心とからだの健康をみつけるために学びます。

日時：3月3日(金) 午後7時～8時30分
講師：大島 教子先生 (Joy レディースクリニックもじ院長)
会場：なほ女性センター 3階研修室
対象者：関心のある方
定員：30人(事前申込制)

お申し込みは女性センターへ ☎ 045-561-5615 FAX 045-561-5616
お申し込み用紙は女性センターで配布しています。お申し込みは女性センターへ ☎ 045-561-5615 FAX 045-561-5616

女性のからだは思春期から青年期、中高年期にかけて、月経や妊娠、出産などにより、ライフサイクルが大きく変化する。女性ホルモンの働きも体調に影響を与えます。

日本の閉経平均年齢は 50.5 歳との報告があり、その年齢前後の 10 年間にからだの不調を感じる方も多くいます。更年期にあられる症状や疾患にはどのようなものがあるのか、気になる症状に対する正しい知識や治療法などについて専門医からお話を伺います。更年期やその後の人生を快適に過ごすためにできること、自分にあった心とからだの健康をみつけるために学びます。

- 開催日 : 令和5年3月3日(金) 午後7時～ 8時半
- 講師 : 大島 教子 (Joy レディースクリニックもじ院長)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 28人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・更年期年齢を迎え、体調もイマイチで気がかりでした。わかることで安心につながりよかったです。(40代)
- ・たくさんの資料とともにわかりやすいお話でした。クリニックでの日々の診療からのお話ももっと聞きたいなと思いました。閉経に向けての心の準備ができました。(40代)
- ・第1回、第2回と受講して、自分の体に関する理解が深まった。－(マイナス)にとらえていたが、「幸年期」という言葉いいですね！(40代)
- ・おすすめの情報サイトを教えていただいたのが良かった。講師の先生の説明も資料もわかりやすかったです。(50代)
- ・自分の身体についてもっと関心をもって正しい知識で対応していくべきだと学びました。良かったです。(70代)

●講座担当から●

第2回目の講座では、ライフステージによって変動する「女性ホルモン」についてお話いただきました。「女性ホルモン」の減少により、からだに現れる症状、例えば、月経周期の異常の始まりを記録しておくことをすすめられました。

月経の異常から、さまざまな病気につながるがあるので、不調が続く時に我慢しすぎず、家族や友人に相談、協力を求める、かかりつけ医や産婦人科医へ相談する、受診するようにとアドバイスされました。そして、産婦人科で行う治療の中で、ホルモン補充療法(HRT)があり、その開始時期や効果と合併症について、説明がありました。

講話途中のスライドに、大島先生が撮影された綺麗な空の写真が数枚、映し出され、気持ちや和みました。自分の心のリラックス法を探すことも大切なことだと学びました。

14 「性の多様性と人権」～ありのままの自分を生きる～

なは女性センター講座2022

「性」の多様性と人権
ありのままの自分を生きる

日時 3月18日(土) 午後2時～4時

講師 宮城 里沙さん(「いろんな想いのカタチ」代表)

会場 なは女性センター 2階

対象者 関心のある方

定員 30名(先着順)

※申込は3月10日(金)までです。定員に達した場合は、抽選となります。

※申込費 無料

※申込先 なは女性センター 011-833-1111

※申込先 なは女性センター 011-833-1111

※申込先 なは女性センター 011-833-1111

那覇市は、2015年7月「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)を発表しました。その後「那覇市パートナーシップ登録」(2016年7月、全国で5番目)を開始し、2022年10月には、「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」がスタートしました。

今回は、宮城里沙さんを講師にお招きし、宮城さんの経験と活動に基づいた「性の多様性と人権」についての考え方をお聞きします。性的指向(=Sexual Orientation)や性自認(=Gender Identity)などに関して「生きづらさを感じている人がいる」という事実に向き合い、正しい知識を得、多様な生き方を尊重し合う社会づくりのための学びの機会とします。

- 開催日 : 令和5年3月18日(土) 午後2時～4時
- 講師 : 宮城 里沙(「いろんな想いのカタチ」代表)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 16人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・親にカミングアウトした後に親がこの講演会を見つけ、誘ってくれた。(10代)
- ・自分の今までの経験を赤裸々に語る宮城さんの姿に感動とリスペクトです。(30代)
- ・子どもたちの声をリアルに聞かせていただき、改めてLGBTQの子の多さ、古いジェンダー観に苦しむ子がいることがわかりました。私も自分ができる範囲で「性の多様性」「自分らしさを尊重すること」を伝えていきたいと思います。(40代)

●講座担当から●

同性婚の法制化について後ろ向きな首相答弁に加え、元首相秘書官の凄まじいヘイト発言が報道されました。当事者がどのような思いで聞いていたのかを想像すると、心が折れてしまいそうになっている時期に講座を実施しました。小学校の臨時教諭として10年間働き、現在は小学校の非常勤講師として勤務。プライベートでは、同性パートナーと事実婚で、ママ二人、子ども一人の3人家族で生活している宮城里沙さんをお招きし、お話をいただきました。

宮城さんは、学校現場で子どもたちと向き合っている中で、10代の当事者の自殺率が高いことに心を痛み、当事者に寄り添う支援として、「性の多様性と人権」をテーマに小中高生に向けた講演会や教員向けの研修などを意欲的に行っています。性別に関係なくズボンやスカートなど制服を選べる「制服選択制」は、沖縄県立高校では、制服を定めている57校全校で導入しており、県内公立中学校では、制服を定めている139校のうち97%に相当する135校が制服を選択できるようになりました。ジェンダー平等の視点に立った人権教育の取り組みが、ますます必要とされています。まず、「多様な性」について知ることが大切です。誰でも「知る」前は「知らない」のですから、そして、一歩前に進んで行動してみることです。例えば、今回のような講座に参加して、学んだことを周囲の人に伝えることや6色のレインボーバッジをバッグや身に着けることで、アライ(Ally=仲間や味方)であることを示し、アライの仲間の輪を広げることで、自分も社会も変わっていくのではないかと思います。気づきの多い宮城さんのお話に、誰もが排除されることなく共生できる社会について考える時間となりました。

後援・共催事業

	イベント名	主催・後援団体	開催日時・場所
1	九州 RAINBOW PRIDE 2022	主催：九州レインボープライド実行委員会 後援：福岡県、那覇市 他	2022 年 11 月 6 日（日） 10 時～17 時 福岡市博多区冷泉公園
2	ピンクドット沖縄 2022	主催：一般社団法人ピンクドット沖縄 共催：那覇市 後援：沖縄県 他	2022 年 11 月 20 日（日） 12 時～17 時 パレットくもじ前交通広場

レインボー交流会 第47回～第52回

レインボー交流会は、レインボーなは宣言(*1)を受けて平成27年9月に開始しました。「交流の場がほしい」「当事者と知り合いたい」「性の多様性について語り合いたいけど、なかなか普段の友達とは話せなくて」…という市民の声から生まれた、誰でも参加できる交流会です。

交流会は、グランドルールに従って進行し、みんなが安心して語り合える場所づくりに努めています。年齢は不問、那覇市民でなくてもかまいません。レインボーなは宣言の趣旨に賛同いただける方なら、どなたでも参加できます。

平成29年4月から、運営をこれまでの参加者で結成された市民団体「ていーだあみ」(*2)(旧「にじいろ オハナ!」)に移行しています。

*1 レインボーなは宣言とは？

『性の多様性を尊重する都市・なは』宣言の通称です。

那覇市は、平成27年7月19日、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)を含む性の多様性を尊重する宣言を行いました。

*2 市民団体「ていーだあみ」とは？

セクシュアルマイノリティと社会を取り巻く問題を起点に、人権について考え、語り合い、発信していくグループです。

	開催日	テーマ	参加人数
第47回	令和4年5月28日(土) 14:00～16:00	フリーテーマ	16人
第48回	令和4年7月2日(土) 14:00～16:00	勉強会「江戸時代のセクシュアルマイノリティ」	10人
第49回	令和4年9月3日(土) 14:00～16:00	フリーテーマ	台風のため 開催中止
第50回	令和4年11月12日(土) 14:00～16:00	フリーテーマ	11人
第51回	令和5年1月21日(土) 14:00～16:00	フリーテーマ	9人
第52回	令和5年3月25日(土) 14:00～16:00	「好きな本(LGBTQ+関係・絵本やマンガ OK)を持ち寄って語ろう」	16人

*会場:なは女性センター

*対象者:関心のある方 定員:各回30人

*主催:市民団体「ていーだあみ」

6 令和5（2023）年度予算

（単位千円）

事業	令和5年度	令和4年度	増減額	備考
男女共同参画計画推進事業	217	217	0	・委員報酬 ・費用弁償
女性センター管理運営	19,916	20,276	△360	・会計年度任用 職員報酬 ・講師謝礼 ・図書購入費等
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	932	717	215	業務委託料
男女共同参画研修参加費補助事業	200	200	0	補助金
合計	21,265	21,410	△145	

7 令和5（2023）年度事業概要

- （1） 那覇市男女共同参画計画（第2次那覇市DV防止基本計画、那覇市女性活躍推進計画）の推進に関すること
 - ・男女共同参画会議の開催及び男女共同参画行政推進委員会の開催
 - ・DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議の開催
 - ・男女共同参画研修参加費補助事業
 - ・「思春期の心と体」のための意識啓発事業
- （2） 男女共同参画社会の形成に関すること
 - ・第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理
 - ・令和5年度男女共同参画週間の取組（6月23日～29日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
 - ・第26回那覇市男女平等週間の取組（9月20日～26日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
関連主催講座の開催
 - ・性の多様性の尊重に関する取組
- （3） なは女性センターの事業に関すること
 - ・センター講座の開催
 - ・相談業務（電話・面接・法律相談）
 - ・センターの管理・運営
 - ・図書、各種資料等の収集及び提供
 - ・広報事業（センターだより・ホームページ・Instagramなど）

8 令和5（2023）年度年間行事予定

4月	
5月	・ 講座『ダイバーシティ&インクルージョン～違いを認め、つながり合う社会に向けて～』（5月27日）
6月	・ 那覇市男女共同参画研修参加補助金 （募集期間：令和5年5月8日～令和6年1月31日） ・ 講座『性の多様性と人権～レインボーフラッグをかかげて～』（6月17日） ・ 内閣府男女共同参画週間（6月23日～6月29日）
7月	・ 講座『いまこそ受けた性教育～性を学び伝えていくために～』（7月22日）
8月	・ 講座『フェムテックと「女性の健康」～生理・妊娠・更年期～』（8月5日） ※台風のため延期 ・ 職員向け『対応力向上のため性の多様性研修』（8月31日）
9月	・ 講座『ハンセン病と女性』～金城幸子さんの人生を通して考える～（9月2日） ・ 那覇市男女平等週間（9月20日～9月26日）
10月	・ 講座『フェムテックと「女性の健康」～生理・妊娠・更年期～』（10月7日）
11月	・ 第1回那覇市男女共同参画会議（11月2日） ・ 児童虐待防止月間 ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日） ・ 講座『男性更年期を考える』（11月9日） ・ 講座『離婚』について知っておきたい法律のいろは（11月25日）
12月	・ 共催イベント「Pinkdot Okinawa 2023年」（12月10日） ・ 講座『薬物・アルコール依存症』～回復は可能です！～（12月7日）
1月	・ 講座（予定）
2月	・ 講座（予定）
3月	・ 女性の健康週間（3月1日～3月8日）

9 那覇市の審議会等委員への女性登用状況

各年度 4月1日現在	180条の5 ※1				202条の3 ※2				合 計			
	委員会数	委員数	うち女性	割 合	審議会等数	委員数	うち女性	割 合	委員会・審議会等数	委員数	うち女性	割 合
平成29(2017)	6	28	3	10.7%	44	556	206	37.1%	50	584	209	35.8%
平成30(2018)	6	24	3	12.5%	59	738	243	32.9%	65	762	246	32.3%
平成31(2019)	6	27	2	7.4%	61	713	232	32.5%	67	740	234	31.6%
令和2(2020)	6	27	3	11.1%	57	736	231	31.4%	63	763	234	30.7%
令和3(2021)	6	27	3	11.1%	42	485	190	39.2%	48	512	193	37.7%
令和4(2022)	6	27	3	11.1%	53	554	218	39.4%	59	581	221	38.0%

※1 地方自治法第180条の5に基づく委員会

教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価委員会

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところによる附属機関

10 その他那覇市の女性登用状況

●那覇市議会議員・自治会長の女性の割合

各年度 4月1日現在	市議会議員			自治会長		
	議員数	うち女性	割 合	会長数	うち女性	割 合
平成29(2017)	35	7	20.0%	158	12	7.6%
平成30(2018)	40	9	22.5%	155	12	7.7%
平成31(2019)	40	9	22.5%	155	13	8.4%
令和2(2020)	40	9	22.5%	151	16	10.6%
令和3(2021)	38	9	23.7%	151	16	10.6%
令和4(2022)	40	13	32.5%	151	18	11.9%

(内閣府男女参画局HP「市区町村女性参画状況見える化マップ」より)

●那覇市議会議員選挙の立候補者における女性の割合（直近3回分）

	立候補者数	うち女性	割 合
第19回（H25.7.21）	57	8	14.0%
第20回（H29.7.9）	67	13	19.4%
第21回（R3.7.11）	63	15	23.8%

(那覇市HP 市議選挙の記録「過去の記録一覧」より)

【参考】国の第5次男女共同参画基本計画より（令和2年12月25日）

項 目	現 状	目 標（期限）
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0% (2019年)	35% (2025年)

11 那覇市における主査級以上の女性職員数

各年4月1日現在		平成29年（2017）			平成30年（2018）			平成31年（2019）			令和2年（2020）			令和3年（2021）			令和4年（2022）		
		総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合
職員数		2,412	906	37.6%	2,427	925	38.1%	2,433	932	38.3%	2,481	957	38.6%	2,489	984	39.5%	2,508	998	39.8%
管理職	部長級	20	1	5.0%	20	1	5.0%	21	2	9.5%	21	2	9.5%	21	3	14.3%	21	4	19.0%
	副部長級	34	4	11.8%	35	4	11.4%	31	4	12.9%	30	6	20.0%	31	4	12.9%	31	4	12.9%
	課長級	157	23	14.6%	160	27	16.9%	166	30	18.1%	167	31	18.6%	166	32	19.3%	167	31	18.6%
	小計	211	28	13.3%	215	32	14.9%	218	36	16.5%	218	39	17.9%	218	39	17.9%	219	39	17.8%
主幹級	行政職	261	53	20.3%	266	49	18.4%	271	81	29.9%	278	63	22.7%	278	69	24.8%	287	76	26.5%
	保育教諭（主幹）	6	6	100.0%	15	15	100.0%	26	25	96.2%	25	24	96.0%	25	24	96.0%	24	23	95.8%
	小計	267	59	22.1%	281	64	22.8%	297	82	27.6%	303	87	28.7%	303	93	30.7%	311	99	31.8%
主査・技査級	行政職	448	133	29.7%	468	153	32.7%	475	160	33.7%	469	170	36.2%	495	180	36.4%	485	178	36.7%
	保育教諭（主任）	29	28	96.6%	16	15	93.8%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	保育教諭（主査）	16	16	100.0%	25	25	100.0%	32	32	100.0%	33	33	100.0%	31	31	100.0%	31	31	100.0%
	保健師（主査）	16	15	93.8%	16	15	93.8%	14	14	100.0%	14	14	100.0%	14	14	100.0%	16	15	93.8%
	小計	509	192	37.7%	525	208	39.6%	521	206	39.5%	516	217	42.1%	540	225	41.7%	532	224	42.1%

（資料提供：総務部人事課）

※小数点2位以下四捨五入

※無給・退職派遣職員を含む

※消防職は上記表の行政職へ算入する

※主幹級及び主査・技査級の行政職は、特に記載のある職種以外の職員数である

※単労職員は除く（単労職：総合現業主幹、環境整備主査、運転主査等）

※那覇市立の幼稚園及び保育所のこども園移行に伴い、保育士及び幼稚園教諭は、保育教諭に職名変更

条例・規則・規程

○那覇市男女共同参画推進条例

平成17年3月30日
那覇市条例第2号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことを

いう。

- (2) 市民等 市民、事業者(営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び教育者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようにすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男

女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。)その他性別による人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(男女平等週間)

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

(審議会等における委員の構成)

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画又は男女平等推進プラン(平成10年9月20日策定)は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市男女共同参画推進条例(平成17年那覇市条例第2号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づく苦情の申出に必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第14条第1項に規定する書面は、苦情申出書(第1号様式)とする。

(申出の処理)

第3条 条例第14条第1項の苦情の申出をした者に対して、処理の結果について、苦情処理通知書(第2号様式)により通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係) 苦情申出書

年 月 日 那覇市長宛	
申出者住所(団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
那覇市男女共同参画推進条例第14条第1項により、次のとおり申し出ます。	
申出の趣旨	
申出の内容	

第 2 号様式(第 3 条関係) 苦 情 処 理 通 知 書

年	月	日
様		
那覇市長		
(処理対応の内容)		

○那覇市男女共同参画会議規則

昭和 60 年 10 月 11 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和 52 年那覇市条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、那覇市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(担任意務)

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 19 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験者
- (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 7 条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 63 年 7 月 11 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年 11 月 19 日規則第 51 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成 11 年 9 月 3 日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程

平成 15 年 3 月 31 日

／訓令第 16 号／教育委員会教育長訓令第 4 号／病院管理規程第 32 号／

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について審議することにより、男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するため、那覇市男女共同参画行政推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策及びその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政における施策の各部局間の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政推進のため必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。

企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長 消防局長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。

人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 こども教育保育課 子育て応援課 都市計画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課

4 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
(専門部会)

第 7 条 幹事会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する幹事は、幹事長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員長、幹事長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に委員会、幹事会又は部会への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行す

る。

付 則(平成 16 年 3 月 29 日／訓令第 3 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 3 号／)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 12 月 27 日／訓令第 21 号／教委教育長訓令第 13 号／病管規程第 22 号／)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 28 日／訓令第 10 号／教委教育長訓令第 3 号／)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 6 条第 3 項中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 29 日／訓令第 6 号／教委教育長訓令第 10 号／)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 30 日／訓令第 2 号／教委教育長訓令第 1 号／)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年 3 月 26 日／訓令第 4 号／教委教育長訓令第 4 号／)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の社会をめざす那覇市男女共同参画計画に基づき、女性の意見を政策の決定過程に反映させるため、審議会等委員への女性の登用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会等
- (2) 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される審議会等

(目標)

第3条 審議会等委員への女性登用に際しては、男女いずれか一方の委員の割合が、40%未満(委員総数が3人の場合は33.3%未満)にならないようにすることを目標とする。

(部局長等の任務)

第4条 次に掲げる者(以下「部局長等」という。)は、所管する審議会等委員の選任に当たり、前条の目標が達成できるように積極的に女性委員を登用するよう努めるものとする。

- (1) 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に掲げる部の長
- (2) 那覇市選挙管理委員会規程(昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第38号)第16条の2に規定する事務局長
- (3) 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第5条に掲げる部の長
- (4) 那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程(昭和48年那覇市農業委員会告示第3号)第2条に規定する事務局長
- (5) 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)第2条に掲げる部の長
- (6) 那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条に規定する消防局長
- (7) 那覇市監査委員事務局処務規程(1966年那覇市監査委員訓令第1号)第2条に規定する事務局長

- (8) 那覇市議会事務局処務規程(昭和49年那覇市議会訓令第1号)第3条に規定する事務局長

(登用の方法)

第5条 部局長等は、次に掲げる方法等により、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をもって女性委員の登用に取り組むものとする。

- (1) 団体又は関係機関等に委員の推薦を依頼する場合は、その団体の役職に限定せず、その団体に所属する女性の推薦について協力を求めるものとする。
- (2) 学識経験者については、女性人材を把握し、女性の登用に努めるものとする。
- (3) 改選に際しては、他の審議会等との兼任者や長期に及ぶ再任者を極力避け、幅広い女性の登用に努めるものとする。
- (4) 委員の選出基準を見直し、公募制による市民代表枠の設置や選出区分を検討するなど女性の登用に努めるものとする。

(達成状況の報告)

第6条 部局長等は、新たな委員の委嘱又は任命の必要が生じたときは、委員の委嘱予定日の2週間前までに、総務部長へ女性委員の登用率の目標値の達成状況について那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書(第1号様式)により報告するものとする。

2 総務部長は、女性委員の登用率の目標値の達成状況を受けて、那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書(第2号様式)を付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱に実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

総務部長 宛

() 部長
() 課

那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書

審議会等の委員を選任する予定があるので、下記のとおり報告します。

区分	内容			
審議会等の名称				
根拠法等	☐ 地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会等			
	☐ 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される審議会等			
現在の委員数	定数（人）	委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後予定 委員数		委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後要綱 第3条の目標を 達成しているか	☐ 達成している		☐ 達成していない	
			今後達成するための方法（具体的に）	
今回発令の時期	令和 年 月 日	（予定）		
次期改選の時期	令和 年 月 日	（予定）		
担当者			内線	

第2号様式

令和 年 月 日

部長
(課)

総 務 部 長
(平和交流・男女参画課)

那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書

区分	内容			
審議会等の名称				
現在の委員数	定数（人）	委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後予定委員数		委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後要綱第3条の目標を達成しているか	☐ 達成している		☐ 達成していない	
今回発令の時期	令和	年	月	日（予定）
総務部長所見				

○なは市民協働プラザ条例

平成26年 9 月 30 日

条例第40号

改正 平成26年12月26日 条例第73号

平成28年3月24日 条例第23号

令和元年9月30日 条例第21号

目次

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 なは市民活動支援センター(第13条—第26条)
- 第3章 なは産業支援センター(第27条—第35条)
- 第4章 なは女性センター(第36条—第41条)
- 第5章 雑則(第42条)
- 付則

第1章 総則

(設置)

第1条 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、あわせて、第3条各号に掲げる施設が相互に連携することにより地域の活性化に資することを目的として、なは市民協働プラザ(以下「協働プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 協働プラザの位置は、那覇市銘苅2丁目3番1号とする。

(施設の構成)

第3条 協働プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) なは市民活動支援センター
- (2) なは産業支援センター
- (3) なは女性センター

(施設の運営)

第4条 協働プラザは、前条各号に掲げる施設について、相互の連携を密にすることにより、効果的かつ効率的に運営するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長又は指定管理者(第23条第1項の規定により市長が指定するものをいう。以下「市長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅

失するおそれがある者

- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、営利を目的とする行為をしないこと(なは産業支援センターにおける行為を除く。)
- (5) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (7) その他市長等の指示すること。

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

3 年法律第 77 号) 第 2 条第 1 号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長等が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 市長等は、利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第 9 条 利用者は、協働プラザの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、協働プラザの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第 12 条 協働プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第 2 章 なは市民活動支援センター(第 13 条—第 26 条)

第 3 章 なは産業支援センター(第 27 条—第 35 条)

省略

第 4 章 なは女性センター

(目的)

第 36 条 なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

(施設の構成)

第 37 条 なは女性センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 学習室

(2) 資料室

(3) 交流室

(4) 相談室

(事業)

第 38 条 なは女性センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 女性に関する諸問題についての講座その他の講座等に関する事業

(2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供

(3) 図書、各種資料等の情報の収集及び提供に関する事業

(4) 女性に関する諸問題の総合相談に関する事業

(5) その他第 36 条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第 39 条 なは女性センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで

午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 土曜日

午前 9 時から午後 5 時まで

2 なは女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条の休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(利用者の範囲)

第40条 なは女性センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 本市に住所若しくは勤務場所を有する者又は本市内の学校に在学する者
- (2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(利用許可)

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定

は、公布の日から施行する。

(なは女性センター条例及び那覇市NPO活動支援センター条例の廃止)

- 2 なは女性センター条例(平成8年那覇市条例第11号)及び那覇市NPO活動支援センター条例(平成16年那覇市条例第36号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第23条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者に係る経過措置)

- 4 第23条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第14条第3号及び第4号に掲げる施設の管理並びに第26条第4号に掲げる業務は、市長が行うものとする。

付 則(平成26年12月26日条例第73号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月24日条例第23号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第21号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和2年規則第2号で令和2年3月2日から施行)

○なは女性センター規則

平成26年 9 月 30 日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し、なは女性センターに係る必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第41条第1項の許可(以下「許可」という。)の申請は、なは女性センター利用許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日。以下同じ。)から受け付けるものとする。ただし、市長は、条例第36条の目的を達成するため特に必要と認めるときは、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。

(許可の決定)

第3条 許可の決定は、申請順によるものとする。この場合において、申請が同順位の場合は、抽選又は協議によるものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、なは女性センター利用許可書(第2号様式。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用期間)

第4条 許可に係る利用期間は、利用を開始した日から起算して3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間の区分)

第5条 許可に係る利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間の区分をしないことができる。

(1) 午前の部

午前9時から午前12時まで

(2) 午後の部

午後1時から午後4時30分まで

(3) 夜間の部

午後5時から午後8時30分まで

(許可の変更)

第6条 条例第41条第1項後段の規定による変更の許可の申請は、なは女性センター利用変更許可申請書(第3号様式)に利用許可書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可の決定をしたときは、なは女性センター利用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。

(利用の取りやめ)

第7条 許可を受けたものが当該許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、なは女性センター利用取りやめ届(第5号様式)に利用許可書(前条第2項の許可を受けた場合は、当該変更に係る許可書を含む。)を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(なは女性センター条例施行規則の廃止)

2 なは女性センター条例施行規則(平成8年那覇市規則第29号)は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

なは女性センター利用許可申請書 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号 なは女性センターを利用したいので、なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 (利用時間の区分) 午前の部：午前9時から午前12時まで
 午後の部：午後1時から午後4時30分まで
 夜間の部：午後5時から午後8時30分まで

第2号様式(第3条関係)

第 号 年 月 日 様 那覇市長 なは女性センター利用許可書 年 月 日付け申請のあった、なは女性センターの利用について、 なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり許可します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 なは女性センターを利用するときは、この許可書を提示してください。

○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議要領

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のため、庁内の関係機関及び関係課が情報を共有し、連携を図りながら支援体制を強化するため、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議(以下、「庁内ネットワーク会議」という。)を設置する。(会議)

第2条 庁内ネットワーク会議は、庁内関係職員でもって構成する。ただし、必要に応じて関係機関の職員を出席させることができる。

2 庁内ネットワーク会議の開催は、年2回とする。ただし、必要に応じこれを変更することができるものとする。

3 庁内ネットワーク会議の進行は、平和交流・男女参画課担当主幹が行うものとする。

4 庁内ネットワーク会議は、平和交流・男女参画課長が召集する。

(活動内容)

第3条 庁内ネットワーク会議の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報交換会を行うこと。
- (2) 研修会を行うこと。
- (3) ケース検討会を行うこと。
- (4) 市民への啓発を行うこと。
- (5) その他

(事務局)

第4条 庁内ネットワーク会議の事務局は、平和交流・男女参画課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるものの他必要な事項は、庁内ネットワーク会議で協議、決定するものとする。

付 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱

平成 28 年 7 月 5 日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市総合計画及び「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき、人がその多様な性を生きることが人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップ及びその家族の関係もまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップにある一方が、他の一方の近親者(3親等内の血族又は3親等内の直系姻族をいう。次条第5号において同じ。)であって、同居する者その他市長が適当と認める者を、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係をいう。

(登録簿への登録等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する2人からの届出に基づき、これらの者及びこれらの者とファミリーシップにある者を、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿(以下「登録簿」という。)へ登録する。ただし、当該届出の内容が実態を伴わないものであると認めるときは、この限りでない。

- (1) 互いにパートナーシップにあること。
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所を有すること。

イ 一方が市内に住所を有し、他の一方

が市内への転入を予定していること(当該他の一方が市内に転入した事実を確認できる書類を、届出の日から起算して3月以内に市長に提出することができる場合に限る。))。

- (4) 次のいずれにも該当すること。

ア 現に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。

イ 現に登録簿に登録されていないこと。

ウ 現に他の一方以外の者とパートナーシップにないこと。

- (5) 互いに近親者でないこと(養子縁組による関係であって、当該養子縁組を行う前の関係が近親者でない場合を除く。))。

(届出の方法等)

第4条 前条の届出は、同条の2人が、この要綱及びこれに基づき市長が別に定めるところに同意し、あらかじめ市長と調整して指定された日時に、同時に来所し、次に掲げる書類を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写し(市内への転入を予定している者にあつては、その内容が確認できる書類)

- (2) 前条第4号及び第5号に該当することを確認できる戸籍個人事項証明書又は戸籍抄本(外国籍である者にあつては、婚姻要件具備証明書その他の市長が認める書類)

- (3) その他市長が必要と認める書類

(双方が市内への転入を予定している場合の特例)

第5条 2人が、市内に住所を有しない場合で、第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当し、かつ、届出の日から起算して3月以内に市内に転入した事実を確認できる書類を市長に提出することができるときは、市長は、あらかじめ同条の届出を受け付けることができるものとする。この場合における登録簿への登録は、当該書類の提出があったときに行うものとする。

- 2 前条の規定は、前項の規定により受け付け

る届出について準用する。

- 3 第1項の規定により受け付けた届出は、同項に規定する期間(市長がやむを得ない理由があると認める場合には、その理由により相当と認める期間)内に当該2人から同項に規定する書類が市長に提出されないときは、失効するものとする。

(登録証明書等の交付等)

第6条 市長は、第3条及び前条第1項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けた者(以下「登録者」という。)に対し、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書及び那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード(以下「登録証明書等」という。)を交付するものとする。

(登録証明書等の再交付等)

第7条 市長は、登録者が紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書等再交付依頼書を提出して登録証明書等の再交付を希望したときは、登録証明書等を再交付するものとする。

- 2 登録証明書等の紛失を理由として、前項の規定による登録証明書等の再交付を受けた登録者が、紛失した登録証明書等を発見したときは、速やかに発見した登録証明書等を市長に返還しなければならない。

(登録の事実に関する証明)

第8条 市長は、登録者が那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ事実証明書交付依頼書を提出して登録を受けた事実についての証明を希望したときは、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録に関する事実証明書(以下「事実証明書」という。)を交付するものとする。

(登録事項の変更等)

第9条 登録者は、第3条の届出又はこの項の規定による届出の内容に変更があったときは、その変更の内容が確認できる書類及び変更前の登録証明書等を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更届兼登録証明書等再交付依頼書(次項において「変更届兼再交付依頼書」という。)を、市長が指定する場所に登録者の一方又は双方が来所して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届兼再交付依頼書の提出があったときは、登録簿の内容を変更し、必要に応じて、当該登録者に対し登録証明書等を再交付するものとする。

(登録証明書等の返還)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対し、那覇市パートナ

ーシップ・ファミリーシップ登録証明書等返還届書を提出し、並びに登録証明書等及び事実証明書を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が市外へ転出したとき(一時的な転出の場合を除く。)
- (3) 第3条第3号イに該当して登録を行った場合で、市内への転入を予定していた登録者の一方が、同号イに規定する期間内に市内に転入した事実を確認できる書類を提出しなかったとき。
- (4) 第3条第4号又は第5号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(登録の抹消等)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 登録者の一方が死亡したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な方法により登録を受けたとき。
- (4) 登録証明書等又は事実証明書を不正に利用したとき。

- 2 市長は、前項(第2号に係る部分を除く。)の規定により登録を抹消したときは、その者に対し、登録証明書等及び事実証明書の返還を求めるものとする。

- 3 第8条の規定は、登録者が登録を抹消された事実について証明を求める場合について準用する。

(通称名の使用)

第12条 性別違和その他市長が特に必要があると認めるときは、登録証明書等に戸籍上の氏名に代えて、又は戸籍上の氏名と併せて通称名(戸籍上の氏名以外の名称であつて、社会生活上使用している氏名をいう。)を用いることができる。

(様式)

第13条 この要綱に規定する文書の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日 総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、あらゆる分野への男女共同参画の推進に不可欠な人材の育成に資する国内外研修(以下「男女共同参画研修」という。)への参加を促進することを目的とし、男女共同参画研修に参加する市内に住所を有する個人に対し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、那覇市補助金等交付規則(昭和 52 年那覇市規則第 34 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 沖縄県女性海外セミナー女性の翼派遣事業

(2) その他市長が必要と認める男女共同参画研修事業

2 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。ただし、一人当たりの補助金額の上限は、5 万円とする。

(補助対象経費及び補助回数)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、前条第 1 項に掲げる事業への参加費用とする。ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険、懇親会費等、その他個人の負担に属する費用は含まないものとする。

2 補助回数は、同一人に対し 1 回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、その定める期日までに、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付申請書(第 1 号様式)に事業概要調書(第 2 号様式)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、

補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付決定通知書(第 3 号様式)(以下、「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から起算して 14 日以内に那覇市男女共同参画研修参加費補助金取下げ承認申請書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。(概算払)

第 7 条 市長は、交付決定者の申請に基づいて、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 交付決定者が概算払を受けようとするときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金概算払請求書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、第 2 条第 1 項に掲げる事業の終了日から起算して 30 日以内に、那覇市男女共同参画研修参加費補助金実績報告書(第 6 号様式)に事業報告書(別紙 2)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 1 項にかかる参加費用の領収証等については、交付決定者個人名義、又は交付決定者個人が負担した経緯が確認できるものでなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付額確定通知書(第 7 号様式)により、補助金交付

確定額を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 交付決定者は、前条の規定により交付額確定の通知を受けたときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付請求書(第 8 号様式)により、市長に対し請求しなければならない。
(補助金の返還)

第 11 条 補助金の交付を受けた者(以下、「補助金受領者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

(1) 交付決定を受けた補助対象事業に参加しなかったとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、市長は那覇市男女共同参画研修参加費補助金返還命令書(第 9 号様式)によ

り補助金の返還を命じなければならない。

(男女共同参画社会の推進)

第 12 条 補助金受領者は、市における男女共同参画社会の推進に寄与する活動を積極的に行うものとする。

(事業効果の検証)

第 13 条 この要綱は、事業効果を検証し、3 年ごとに見直しを図ることとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会）

男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条－第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条－第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条－第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形

成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政

府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充

てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機

関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

令和４年度
那覇市の男女共同参画事業概要

発行日 2023 年 10 月

発 行
那覇市総務部 平和交流・男女参画課
なは女性センター
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1
(なは市民協働プラザ 1 階)
TEL:098-951-3203 FAX:098-951-3204
MAIL:s-heidan002@city.naha.lg.jp

